

令和8年5月

飯田市議会第2回定例会議案

## 令和8年飯田市議会第2回定例会議案目次

(5月29日提出分)

報告第2号	専決処分の承認を求めることについて（飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について）
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて（飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて（飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度飯田市一般会計補正予算（第10号））
報告第6号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
報告第7号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第8号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第9号	権利の放棄について（市営住宅の家賃に係る債権）
報告第10号	権利の放棄について（病院料金に係る債権）
報告第11号	権利の放棄について（水道料金に係る債権）
報告第12号	令和7年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第13号	令和7年度飯田市病院事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第14号	令和7年度飯田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第15号	令和7年度飯田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第16号	飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第17号	飯田清掃株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第18号	株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類の提出について
報告第19号	一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類の提出について
議案第64号	農業委員会の委員の任命について

議案第65号	飯田市東野財産区管理委員の選任について
議案第66号	飯田市松尾地区財産区管理委員の選任について
議案第67号	飯田市鼎財産区管理委員の選任について
議案第68号	飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号	飯田市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第70号	飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第71号	飯田市水道事業の設置等に関する条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第72号	飯田市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について
議案第73号	飯田市病院等料金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第74号	飯田市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
議案第75号	損害賠償の額を定めることについて
議案第76号	市道路線の変更について
議案第77号	工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業（仮称）西部共同調理場建設建築本体工事）
議案第78号	工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業（仮称）西部共同調理場建設電気設備工事）
議案第79号	工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業（仮称）西部共同調理場建設機械設備工事）
議案第80号	工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業（仮称）西部共同調理場建設厨房機器工事）
議案第81号	令和8年度飯田市一般会計補正予算（第1号）案
議案第82号	令和8年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案



報告第2号

## 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第3号 飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について

## 飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年3月31日専決

飯田市長 佐藤 健

### 記

## 飯田市税条例の一部を改正する条例

飯田市税条例（昭和32年飯田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「または2輪」を「又は二輪」に、「、天災」を「天災」に、「、種別割」を「軽自動車税」に、「、その旨」を「その旨」に改める。

第19条の見出し中「、又は」を「又は」に改め、同条中「、第81条の7第1項」を削り、同条第2号中「第81条の7第1項の申告書、」を削り、「第2項」を「第2項の申告書」に改め、同条第3号中「第81条の7第1項の申告書、」を削り、「第2項」を「第2項の申告書」に、「、その提出」を「その提出」に改める。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「、この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条の4から第81条の9までを削る。

第82条の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1号イからエまでの規定中「2輪」を「二輪」に改め、同号オ中「3輪」を「三輪」に改め、同条第2号ア(ア)中「2輪」を「二輪」に改め、同号ア(イ)中「3輪」を「三輪」に改め、同号ア(ウ)中「4輪」を「四輪」に改め、同条第3号中「2輪」を「二輪」に改める。

第83条の見出し、同条第1項及び第2項並びに第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に、「当該」を「、当該」に、「これ」を「、これ」に改め、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「直ちに」を「、直ちに」に改める。

第90条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に、「市長」を「、市長」に改め、同条第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項前段中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「取付ける」を「取り付ける」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に改め、同条第8項中「、又は」を「又は」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「市長」を「、市長」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の5第1項及び第7条の8中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第12項から第14項までを削り、同条第15項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第20項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第21項を第18項とし、第22項を第19項とし、同条に次の1項を加える。

20 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」

を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に、「附則第18条1項」を「附則第18条第1項」に改める。

附則第19条第2項第2号及び第19条の7第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の9第2項第2号及び第5項第2号並びに第19条の10第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の飯田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（飯田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 飯田市税条例等の一部を改正する条例（平成26年飯田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

第5条 飯田市税条例の一部を改正する条例（令和7年飯田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条の3の改正規定中「、「または」を「又は」に、「天災」を「天災」に、「種別割」を「種別割」に、「その旨」を「その旨」に」を削る。



報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第4号 飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

## 飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年3月31日専決

飯田市長 佐藤 健

### 記

## 飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯田市都市計画税条例（昭和32年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第18項を附則第19項とする。

附則第17項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則中第14項を第15項とし、第13項を第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とし、附則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とする。

附則第7項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築

物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 7 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の飯田市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。



報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第5号 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第4号2

専決第5号

## 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年3月31日専決

飯田市長 佐藤 健

記

## 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯田市国民健康保険税条例（昭和32年飯田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加える。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の飯田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第6号 令和7年度飯田市一般会計補正予算（第10号）



## 令和7年度飯田市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度飯田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ673,720千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,872,217千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更及び廃止は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月31日専決

飯田市長 佐藤 健

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項
2 地方譲与税	
	1 地方揮発油譲与税
	2 自動車重量譲与税
	4 森林環境譲与税
3 利子割交付金	
	1 利子割交付金
4 配当割交付金	
	1 配当割交付金
5 株式等譲渡所得割交付金	
	1 株式等譲渡所得割交付金
6 法人事業税交付金	
	1 法人事業税交付金
7 地方消費税交付金	
	1 地方消費税交付金
8 自動車税環境性能割交付金	
	1 自動車税環境性能割交付金
9 地方特例交付金	
	1 地方特例交付金
	5 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金
10 地方交付税	
	1 地方交付税
11 交通安全対策特別交付金	
	1 交通安全対策特別交付金
12 分担金及び負担金	
	2 負担金
14 国庫支出金	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
545,000	△8,476	536,524
105,000	△636	104,364
350,000	△3,169	346,831
90,000	△4,671	85,329
8,000	16,925	24,925
8,000	16,925	24,925
76,000	25,941	101,941
76,000	25,941	101,941
80,000	78,393	158,393
80,000	78,393	158,393
256,000	31,086	287,086
256,000	31,086	287,086
2,860,000	5,964	2,865,964
2,860,000	5,964	2,865,964
51,000	△986	50,014
51,000	△986	50,014
128,000	△20,465	107,535
89,000	△3,100	85,900
39,000	△17,365	21,635
12,904,502	346,546	13,251,048
12,904,502	346,546	13,251,048
11,000	△1,589	9,411
11,000	△1,589	9,411
255,124	△2,549	252,575
253,777	△2,549	251,228
12,136,610	△519,935	11,616,675

款	項
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	2 県補助金
16 財産収入	
	1 財産運用収入
	2 財産売却収入
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	2 基金繰入金
19 繰越金	
	1 繰越金
20 諸収入	
	5 雑入
21 市債	
	1 市債
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,860,562	37,788	5,898,350
6,246,080	△557,723	5,688,357
3,765,358	6,692	3,772,050
1,186,164	6,692	1,192,856
290,575	△125,119	165,456
47,073	△903	46,170
243,502	△124,216	119,286
885,468	3,064	888,532
885,468	3,064	888,532
2,559,636	△778,501	1,781,135
2,491,942	△778,501	1,713,441
695,285	22,089	717,374
695,285	22,089	717,374
2,384,148	400	2,384,548
781,699	400	782,099
8,361,100	246,800	8,607,900
8,361,100	246,800	8,607,900
62,545,937	△673,720	61,872,217

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
3 民生費	2 児童福祉費
4 衛生費	3 生活保護費
6 農林水産業費	1 保健衛生費
7 商工費	1 農業費
8 土木費	2 林業費
10 教育費	1 商工費
13 諸支出金	2 道路橋りょう費
歳 出 合 計	5 住宅費
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	6 保健体育費
	1 積立金

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,774,547	84,075	7,858,622
6,631,557	84,075	6,715,632
19,299,522	53,206	19,352,728
9,638,845	2,822	9,641,667
1,115,783	50,384	1,166,167
6,142,956	△306,384	5,836,572
4,881,015	△306,384	4,574,631
1,481,602	3,944	1,485,546
889,469	3,944	893,413
592,133	0	592,133
3,945,137	0	3,945,137
3,945,137	0	3,945,137
6,223,496	△514,341	5,709,155
3,288,673	△480,166	2,808,507
408,343	△34,175	374,168
10,359,213	0	10,359,213
557,113	0	557,113
3,579,110	0	3,579,110
1,581,037	0	1,581,037
2,842,517	0	2,842,517
251,358	5,780	257,138
251,358	5,780	257,138
62,545,937	△673,720	61,872,217

第2表 繰越明許費補正

1 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費	1 総務管理費	リニア駅周辺整備事業	千円	千円
			582,001	580,021
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉一般経費	13,200	15,191
		物価高対応子育て応援手当給付事業	3,632	25,962
6 農林水産業費	1 農業費	国土保全特別対策事業	16,000	2,882
		農業施設長寿命化事業	48,520	30,413
	2 林業費	林道改良事業（補助）	8,272	8,012
7 商工費	1 商工費	みんなの生活応援商品券事業	630,779	663,138
		産業用地整備事業	36,435	17,447
8 土木費	2 道路橋りょう費	地方創生道整備推進交付金事業	136,700	97,092
		防災・安全交付金事業（通学路安全対策）	14,000	3,398
		社会資本整備総合交付金事業（道路整備）	94,400	83,143
		交通安全対策補助事業（通学路緊急対策）	194,300	182,596
		都市構造再編集中支援事業（市街地整備）	53,614	53,575
		防災対策避難路整備事業	45,000	42,793
		辺地対策道路改良事業	30,000	19,079
		市道改良事業	50,500	46,928
		道路自然災害防止事業	247,500	219,599

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう補修事業	千円 50,000	千円 30,000
		道路メンテナンス事業	91,000	82,180
	3 河川費	河川自然災害防止事業	113,100	102,680
	4 都市計画費	公園改修事業	19,415	5,269
		飯田子どもの森公園維持管理費	18,673	8,591
9 消防費	1 消防費	防災対策推進事業	109,140	80,733
10 教育費	6 保健体育費	体育施設改修費	74,208	49,118
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設補助災害復旧事業（現年）	80,000	57,415
		土木施設補助災害復旧事業（過年）	125,000	248,684
		土木施設災害関連事業	160,000	29,058

## 2 廃止

款	項	事業名	金額	備考
8 土木費	4 都市計画費	動物園管理費	千円 5,081	年度内に事業が完了

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
林道事業費	104,600 <small>千円</small>	96,000 <small>千円</small>
観光施設整備事業費	567,100	562,100
道路橋りょう整備事業費	1,320,100	1,098,200
公営住宅整備事業費	157,300	140,600
教員住宅等管理事業費	7,200	7,800
義務教育施設整備事業費	1,999,600	2,263,400
学校給食事業費	924,400	1,159,000
計	8,361,100	8,607,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	545,000	△8,476	536,524
3 利子割交付金	8,000	16,925	24,925
4 配当割交付金	76,000	25,941	101,941
5 株式等譲渡所得割交付金	80,000	78,393	158,393
6 法人事業税交付金	256,000	31,086	287,086
7 地方消費税交付金	2,860,000	5,964	2,865,964
8 自動車税環境性能割交付金	51,000	△986	50,014
9 地方特例交付金	128,000	△20,465	107,535
10 地方交付税	12,904,502	346,546	13,251,048
11 交通安全対策特別交付金	11,000	△1,589	9,411
12 分担金及び負担金	255,124	△2,549	252,575
14 国庫支出金	12,136,610	△519,935	11,616,675
15 県支出金	3,765,358	6,692	3,772,050
16 財産収入	290,575	△125,119	165,456
17 寄附金	885,468	3,064	888,532
18 繰入金	2,559,636	△778,501	1,781,135
19 繰越金	695,285	22,089	717,374
20 諸収入	2,384,148	400	2,384,548
21 市債	8,361,100	246,800	8,607,900
歳入合計	62,545,937	△673,720	61,872,217

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	7,774,547	84,075	7,858,622
3 民生費	19,299,522	53,206	19,352,728
4 衛生費	6,142,956	△306,384	5,836,572
6 農林水産業費	1,481,602	3,944	1,485,546
7 商工費	3,945,137	0	3,945,137
8 土木費	6,223,496	△514,341	5,709,155
10 教育費	10,359,213	0	10,359,213
13 諸支出金	251,358	5,780	257,138
歳出合計	62,545,937	△673,720	61,872,217

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
△3,750		△97,076	184,901
39,904			13,302
△217,991		2,332	△90,725
4,576	△8,600	10,100	△2,132
	△5,000	5,000	0
△259,024	△238,600	△12,649	△4,068
△76,958	499,000	△413,501	△8,541
		10,451	△4,671
△513,243	246,800	△495,343	88,066

## 2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	545,000	△8,476	536,524
1 地方揮発油譲与税	105,000	△636	104,364
1 地方揮発油譲与税	105,000	△636	104,364
2 自動車重量譲与税	350,000	△3,169	346,831
1 自動車重量譲与税	350,000	△3,169	346,831
4 森林環境譲与税	90,000	△4,671	85,329
1 森林環境譲与税	90,000	△4,671	85,329
3 利子割交付金	8,000	16,925	24,925
1 利子割交付金	8,000	16,925	24,925
1 利子割交付金	8,000	16,925	24,925
4 配当割交付金	76,000	25,941	101,941
1 配当割交付金	76,000	25,941	101,941
1 配当割交付金	76,000	25,941	101,941
5 株式等譲渡所得割交付金	80,000	78,393	158,393
1 株式等譲渡所得割交付金	80,000	78,393	158,393
1 株式等譲渡所得割交付金	80,000	78,393	158,393
6 法人事業税交付金	256,000	31,086	287,086
1 法人事業税交付金	256,000	31,086	287,086
1 法人事業税交付金	256,000	31,086	287,086
7 地方消費税交付金	2,860,000	5,964	2,865,964
1 地方消費税交付金	2,860,000	5,964	2,865,964
1 地方消費税交付金	2,860,000	5,964	2,865,964
8 自動車税環境性能割交付金	51,000	△986	50,014
1 自動車税環境性能割交付金	51,000	△986	50,014
1 自動車税環境性能割交付金	51,000	△986	50,014
9 地方特例交付金	128,000	△20,465	107,535

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 地方揮発油譲与税	△636	地方揮発油譲与税	△636
1 自動車重量譲与税	△3,169	自動車重量譲与税	△3,169
1 森林環境譲与税	△4,671	森林環境譲与税	△4,671
1 利子割交付金	16,925	利子割交付金	16,925
1 配当割交付金	25,941	配当割交付金	25,941
1 株式等譲渡所得割交付金	78,393	株式等譲渡所得割交付金	78,393
1 法人事業税交付金	31,086	法人事業税交付金	31,086
1 地方消費税交付金	5,964	地方消費税交付金	5,964
1 自動車税環境性能割交付金	△986	自動車税環境性能割交付金	△986

## (款) 9 地方特例交付金

## (項) 1 地方特例交付金

款 項 目		補正前の額	補正額	計
9	1 地方特例交付金	89,000	△3,100	85,900
	1 地方特例交付金	89,000	△3,100	85,900
	5 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	39,000	△17,365	21,635
	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	39,000	△17,365	21,635
10	地方交付税	12,904,502	346,546	13,251,048
	1 地方交付税	12,904,502	346,546	13,251,048
	1 地方交付税	12,904,502	346,546	13,251,048
11	交通安全対策特別交付金	11,000	△1,589	9,411
	1 交通安全対策特別交付金	11,000	△1,589	9,411
	1 交通安全対策特別交付金	11,000	△1,589	9,411
12	分担金及び負担金	255,124	△2,549	252,575
	2 負担金	253,777	△2,549	251,228
	6 農林水産業費負担金	7,000	10,100	17,100
	8 土木費負担金	73,093	△12,649	60,444
14	国庫支出金	12,136,610	△519,935	11,616,675
	1 国庫負担金	5,860,562	37,788	5,898,350
	3 民生費国庫負担金	5,628,340	37,788	5,666,128
	2 国庫補助金	6,246,080	△557,723	5,688,357
	2 総務費国庫補助金	2,261,246	△3,750	2,257,496
	4 衛生費国庫補助金	708,052	△217,991	490,061
	8 土木費国庫補助金	953,568	△259,024	694,544

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
2 住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金	△4,867	住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金	△4,867
3 定額減税減収補填特例交付金	1,767	定額減税減収補填特例交付金	1,767
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	△17,365	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	△17,365
1 地方交付税	346,546	特別交付税	346,546
1 交通安全対策特別交付金	△1,589	交通安全対策特別交付金	△1,589
22 林業振興費負担金	10,100	上郷野底山財産区林業事業負担金	10,100
23 道路改良事業費負担金	△12,649	道路改良事業負担金（他市町村分）	△12,649
31 生活保護費負担金	37,788	生活保護措置費負担金	37,788
17 リニア推進事業費補助金	△3,750	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	△3,750
5 環境保全費補助金	△217,991	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	△217,991
23 道路新設改良費補助金	△189,110	地方創生道整備推進交付金	△739
		社会資本整備総合交付金（道路整備）	△144,396
		都市構造再編集中支援事業補助金（市街地整備）	△43,975

## (款) 14 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補正額	計
14	2	8			
		10 教育費国庫補助金	1,489,284	△76,958	1,412,326
15	県支出金		3,765,358	6,692	3,772,050
	2	県補助金	1,186,164	6,692	1,192,856
		3 民生費県補助金	764,155	2,116	766,271
		6 農林水産業費県補助金	314,030	4,576	318,606
16	財産収入		290,575	△125,119	165,456
	1	財産運用収入	47,073	△903	46,170
		1 財産貸付収入	14,806	△903	13,903
	2	財産売払収入	243,502	△124,216	119,286
		1 不動産売払収入	243,492	△126,123	117,369
		2 生産物売払収入	10	1,907	1,917
17	寄附金		885,468	3,064	888,532
	1	寄附金	885,468	3,064	888,532
		4 衛生費寄附金	635	3,064	3,699
18	繰入金		2,559,636	△778,501	1,781,135
	2	基金繰入金	2,491,942	△778,501	1,713,441
		1 基金繰入金	2,491,942	△778,501	1,713,441
19	繰越金		695,285	22,089	717,374

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
24 橋りょう維持費補助金	△52,439	道路メンテナンス事業補助金	△52,439
53 住宅建設費補助金	△17,475	社会資本整備総合交付金（地域住宅等整備計画）	△17,475
22 小学校教育振興費補助金	2	小学校へき地児童生徒援助費等補助金	2
23 小学校建設費補助金	△28,262	学校施設環境改善交付金	△28,262
32 中学校教育振興費補助金	2	中学校へき地児童生徒援助費等補助金	2
33 中学校建設費補助金	△48,700	学校施設環境改善交付金	△48,700
25 民間保育所費補助金	2,116	保育対策総合支援事業補助金（医療的ケア児）	2,116
1 農業委員会費補助金	4,576	農地利用最適化交付金	4,576
1 貸付料	△903	土地貸付料（リニア推進）	△903
1 土地売払収入	△126,123	土地売払収入（リニア用地）	△126,123
1 生産物売払収入	1,907	生産物売払収入	1,907
5 環境保全費寄附金	3,064	環境保全寄附金 鼎小学校6年2組から                    4 匿名者から                              3,060	3,064
2 特定目的基金繰入金	△778,501	減債基金繰入金                            △370,000 公共施設等整備基金繰入金                    △413,501 ふるさと基金繰入金                            5,000	

(款) 19 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目		補正前の額	補正額	計
19	1 繰越金	695,285	22,089	717,374
	1 繰越金	695,285	22,089	717,374
20	諸収入	2,384,148	400	2,384,548
	5 雑入	781,699	400	782,099
	1 雑入	781,699	400	782,099
21	市債	8,361,100	246,800	8,607,900
	1 市債	8,361,100	246,800	8,607,900
	6 農林水産業債	212,800	△8,600	204,200
	7 商工債	567,100	△5,000	562,100
	8 土木債	2,056,300	△238,600	1,817,700
	10 教育債	3,524,500	499,000	4,023,500
歳 入 合 計		62,545,937	△673,720	61,872,217

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	純繰越金	22,089	純繰越金	22,089
4	衛生費雑入	400	太陽光発電収入（市民出資共同発電）	400
22	林業振興債	△8,600	一般補助施設整備等事業債	△8,600
4	観光施設整備事業債	△5,000	過疎対策事業債	△5,000
23	道路新設改良事業債	△164,800	公共事業等債	△164,800
24	橋りょう維持事業債	△57,100	公共事業等債	△37,100
			緊急防災・減災事業債	△20,000
53	住宅建設債	△16,700	公営住宅建設事業債	△16,700
3	教員住宅等管理事業債	600	公共施設等適正管理推進事業債	600
23	小学校建設事業債	211,700	学校教育施設等整備事業債	△717,700
			防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（補正予算分）	252,600
			学校教育施設等整備事業債（補正予算分）	676,800
33	中学校建設事業債	52,100	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（補正予算分）	△101,500
			学校教育施設等整備事業債	△10,200
			学校教育施設等整備事業債（補正予算分）	163,800
64	学校給食事業債	234,600	学校教育施設等整備事業債	△704,000
			防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（補正予算分）	△203,200
			学校教育施設等整備事業債（補正予算分）	1,141,800

### 3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	7,774,547	84,075	7,858,622	△3,750		△97,076	184,901
1 総務管理費	6,631,557	84,075	6,715,632	△3,750		△97,076	184,901
1 総務管理費	2,000,450	179,542	2,179,992				179,542
9 企画費	822,043	0	822,043	△3,750			3,750
				△3,750			3,750
				(国)地域公共交通確保維持改善事業費補助金			△3,750
14 会計管理費	52,666	1,609	54,275				1,609
							1,609
17 リニア推進事業費	1,533,262	△97,076	1,436,186			△97,076	0
						△97,076	0
				(財)土地売払収入(リニア用地)			△97,076
3 民生費	19,299,522	53,206	19,352,728	39,904			13,302
2 児童福祉費	9,638,845	2,822	9,641,667	2,116			706
5 民間保育所費	3,867,067	2,822	3,869,889	2,116			706
				2,116			706
				(県)保育対策総合支援事業補助金(医療的ケア児)			2,116
3 生活保護費	1,115,783	50,384	1,166,167	37,788			12,596
1 生活保護費	897,415	50,384	947,799	37,788			12,596
				37,788			12,596
				(国)生活保護措置負担金			37,788
4 衛生費	6,142,956	△306,384	5,836,572	△217,991		2,332	△90,725

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	179,542	01人件費 01人件費 3 職員手当等 退職手当	179,542 179,542 179,542 179,542
		15交通体系整備事業費 01市民バス等運行業務費 財源内訳補正	
11 役務費	1,609	10会計管理費 01会計管理費 11 役務費 手数料	1,609 1,609 1,609 1,609
16 公有財産購入費	△97,076	10リニア推進事業費 08リニア用地取得事業費 16 公有財産購入費 事業用地買収費	△97,076 △97,076 △97,076 △97,076
18 負担金補助及び交付金	2,822	11民間保育所等特別保育事業費 03障がい児保育事業費 18 負担金補助及び交付金 医療的ケア児保育支援事業補助金	2,822 2,822 2,822 2,822
19 扶助費	50,384	11生活保護措置費 01生活保護措置費 19 扶助費 医療扶助費 介護扶助費 救護施設事務費	50,384 50,384 50,384 30,000 6,500 13,884

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 1 保健衛生費	4,881,015	△306,384	4,574,631	△217,991		2,332	△90,725
1 保健衛生総務費	2,925,247	6,300	2,931,547				6,300
							6,300
2 母子保健事業費	411,053	△40,000	371,053				△40,000
							△40,000
3 成人保健事業費	431,701	△55,000	376,701				△55,000
							△55,000
4 環境衛生費	73,259	307	73,566			2,332	△2,025
						2,332	△2,025
				(寄)ふるさと寄附金		2,328	
				(寄)環境保全寄附金		4	
5 環境保全費	644,919	△217,991	426,928	△217,991			0
				△217,991			0
				(国)地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		△217,991	
6 農林水産業費	1,481,602	3,944	1,485,546	4,576	△8,600	10,100	△2,132
1 農業費	889,469	3,944	893,413	4,576			△632
1 農業委員会費	40,891	3,944	44,835	4,576			△632
				331			△331
				(県)農地利用最適化交付金		331	
				3,944			0
				(県)農地利用最適化交付金		3,944	
				301			△301
				(県)農地利用最適化交付金		301	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
27 繰出金	6,300	19国民健康保険特別会計繰出金 01国民健康保険特別会計繰出金 27 繰出金 直診勘定繰出金	6,300 6,300 6,300 6,300
12 委託料	△40,000	14予防接種事業費 01予防接種事業費 12 委託料 予防接種委託料	△40,000 △40,000 △40,000 △40,000
12 委託料	△55,000	14高齢者予防接種事業費 01予防接種事業費 12 委託料 予防接種委託料	△55,000 △55,000 △55,000 △55,000
18 負担金補助及び交付金	307	13畜犬事業費 01畜犬事業費 18 負担金補助及び交付金 猫の繁殖制限事業補助金	307 307 307 307
18 負担金補助及び交付金	△217,991	19地球温暖化対策推進事業費 15脱炭素先行地域づくり事業費 18 負担金補助及び交付金 脱炭素先行地域づくり事業補助金	△217,991 △217,991 △217,991 △217,991
1 報酬	3,944	01人件費 03会計年度任用職員人件費 財源内訳補正  11農業委員会設置費 01農業委員会活動推進事業費 1 報酬 農業委員報酬  13農地調整事務処理事業費 01農地調整事務処理事業費 財源内訳補正	    3,944 3,944 3,944 3,944

(款) 6 農林水産業費  
(項) 2 林業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
6	2 林業費	592,133	0	592,133		△8,600	10,100	△1,500
	2 林業振興費	491,741	0	491,741		△8,600	10,100	△1,500
						△8,600	10,100	△1,500
					(分)上郷野底山財産区林業事業負担金		10,100	
					(市)一般補助施設整備等事業債		△8,600	
7	商工費	3,945,137	0	3,945,137		△5,000	5,000	0
	1 商工費	3,945,137	0	3,945,137		△5,000	5,000	0
	4 観光費	803,215	0	803,215		△5,000	5,000	0
						△5,000	5,000	0
					(繰)ふるさと基金繰入金		5,000	
					(市)過疎対策事業債		△5,000	
8	土木費	6,223,496	△514,341	5,709,155	△259,024	△238,600	△12,649	△4,068
	2 道路橋りょう費	3,288,673	△480,166	2,808,507	△241,549	△221,900	△12,649	△4,068
	2 道路維持費	622,941	11,703	634,644				11,703
								11,703
	3 道路新設改良費	2,039,840	△381,444	1,658,396	△189,110	△164,800	△12,649	△14,885
					△739	△700	△12,649	△39
					(分)道路改良事業負担金(他市町村分)		△12,649	
					(国)地方創生道整備推進交付金		△739	
					(市)公共事業等債		△700	
					△144,396	△129,900		△9,958
					(国)社会資本整備総合交付金(道路整備)		△144,396	
					(市)公共事業等債		△129,900	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		19林道開設事業費 01林道開設事業費 財源内訳補正	
		20遠山郷観光振興費 09道の駅遠山郷施設整備事業費 財源内訳補正	
15 原材料費	11,703	12道路維持管理費 02除雪費 15 原材料費 融雪剤費	11,703 11,703 11,703 11,703
12 委託料	△25,600	11道路改良事業費（補助） 07地方創生道整備推進交付金事業費	△381,444 △14,127
14 工事請負費	△195,314	12 委託料 測量調査業務等委託料	7,810 7,810
16 公有財産購入費	△53,800	14 工事請負費 道路改良工事費	△13,947 △13,947
21 補償補填及び賠償金	△105,487	16 公有財産購入費 事業用地買収費	△3,000 △3,000
22 償還金利子及び割引料	△1,243	21 補償補填及び賠償金 物件移転等補償費	△4,990 △4,990
		12社会資本整備総合交付金事業費（道路整備）	△284,254
		12 委託料 測量調査業務等委託料	△33,000 △33,000
		14 工事請負費 道路改良工事費	△181,367 △181,367
		16 公有財産購入費 事業用地買収費	△45,856 △45,856
		21 補償補填及び賠償金 物件移転等補償費	△22,788 △22,788

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋りょう費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 2 3				△43,975	△34,200		△4,888
				(国)都市構造再編集支 援事業補助金(市街 地整備)		△43,975	
				(市)公共事業等債		△34,200	
4 橋りょう維持費	445,708	△110,425	335,283	△52,439	△57,100		△886
					△20,000		0
				(市)緊急防災・減災事業 債		△20,000	
				△52,439	△37,100		△886
				(国)道路メンテナンス事 業補助金		△52,439	
				(市)公共事業等債		△37,100	
5 住宅費	408,343	△34,175	374,168	△17,475	△16,700		0
3 住宅建設費	262,265	△34,175	228,090	△17,475	△16,700		0
				△17,475	△16,700		0
				(国)社会資本整備総合交 付金(地域住宅等整 備計画)		△17,475	
				(市)公営住宅建設事業債		△16,700	
10 教育費	10,359,213	0	10,359,213	△76,958	499,000	△413,501	△8,541
1 教育総務費	557,113	0	557,113		600		△600
3 教職員住宅等管理 費	12,724	0	12,724		600		△600
					600		△600
				(市)公共施設等適正管理 推進事業債		600	
2 小学校費	3,579,110	0	3,579,110	△28,697	211,700	△182,501	△502
1 小学校管理費	438,082	0	438,082	2			△2

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		22 償還金利子及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	△1,243 △1,243
		16都市構造再編集集中支援事業費（市街地整備）	△83,063
		12 委託料 測量調査等業務委託料	△410 △410
		16 公有財産購入費 事業用地買収費	△4,944 △4,944
		21 補償補填及び賠償金 物件移転等補償費	△77,709 △77,709
12 委託料	△517	10橋りょう補修事業費	△110,425
		01橋りょう補修事業費	△20,000
14 工事請負費	△107,985	14 工事請負費 橋りょう維持補修工事費	△20,000 △20,000
21 補償補填及び賠償金	△1,923	02道路メンテナンス事業費	△90,425
		12 委託料 点検業務委託料	△517 △517
		14 工事請負費 施設改修工事費	△87,985 △87,985
		21 補償補填及び賠償金 物件移転等補償費	△1,923 △1,923
12 委託料	△2,728	11公営住宅整備事業費（補助）	△34,175
		02公営住宅整備事業費（補助）	△34,175
14 工事請負費	△31,251	12 委託料 設計業務等委託料	△2,728 △2,728
18 負担金補助及び交付金	△196	14 工事請負費 西の原団地建設工事費 長野原団地解体工事費 三尋石団地外壁改修工事費	△31,251 △13,508 △5,203 △12,540
		18 負担金補助及び交付金 公営住宅整備事業入居者移転助成金	△196 △196
		10施設管理費	
		01教職員住宅維持管理事業費 財源内訳補正	

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
10	2	1				2			△2
						(国)小学校へき地児童生徒援助費等補助金			2
	3	小学校建設費	2,621,006	0	2,621,006	△28,699	211,700	△182,501	△500
						△64,500	64,500		0
						(国)学校施設環境改善交付金			△64,500
						(市)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(補正予算分)			△64,500
						(市)学校教育施設等整備事業債(補正予算分)			129,000
						35,801	147,200	△182,501	△500
	(国)学校施設環境改善交付金			35,801					
	(繰)公共施設等整備基金繰入金			△182,501					
(市)学校教育施設等整備事業債			△717,700						
(市)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(補正予算分)			317,100						
(市)学校教育施設等整備事業債(補正予算分)			547,800						
3	中学校費	1,581,037	0	1,581,037	△48,698	52,100		△3,402	
					2			△2	
									(国)中学校へき地児童生徒援助費等補助金
					3	中学校建設費	865,809	0	865,809
△48,700	52,100		△3,400						
(国)学校施設環境改善交付金			△48,700						
(市)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(補正予算分)			△48,700						
(市)学校教育施設等整備事業債			△10,200						
(市)学校教育施設等整備事業債(補正予算分)			111,000						
0									

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		10小学校管理一般経費 06学校保健指導事業費 財源内訳補正
		11小学校建設事業費 03小学校施設大規模改修事業費 財源内訳補正  19小学校施設長寿命化改修事業費 財源内訳補正
		10中学校管理一般経費 05学校保健指導事業費 財源内訳補正
		11中学校建設事業費 03中学校施設大規模改修事業費 財源内訳補正  15中学校校舎外壁改修事業費

(款) 10 教育費  
(項) 3 中学校費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 3 3				(市)防災・減災・国土強 靱化緊急対策事業債 (補正予算分)		△52,800	
				(市)学校教育施設等整備 事業債(補正予算分)		52,800	
6 保健体育費	2,842,517	0	2,842,517	437	234,600	△231,000	△4,037
2 社会体育施設費	465,557	0	465,557	437			△437
				437			△437
				(国)学校施設環境改善交 付金		437	
4 学校給食費	2,051,312	0	2,051,312		234,600	△231,000	△3,600
					234,600	△231,000	△3,600
				(繰)公共施設等整備基金 繰入金		△231,000	
				(市)学校教育施設等整備 事業債		△704,000	
				(市)防災・減災・国土強 靱化緊急対策事業債 (補正予算分)		△203,200	
				(市)学校教育施設等整備 事業債(補正予算分)		1,141,800	
13 諸支出金	251,358	5,780	257,138			10,451	△4,671
1 積立金	251,358	5,780	257,138			10,451	△4,671
1 積立金	251,358	5,780	257,138			10,451	△4,671
						10,894	0
				(寄)ふるさと寄附金		7,894	
				(寄)環境保全寄附金		3,000	
						△903	0
				(財)土地貸付料(リニア 推進)		△903	
							△4,671
						460	0
				(寄)環境保全寄附金		60	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		財源内訳補正	
		01人件費 03会計年度任用職員人件費 財源内訳補正	
		12学校給食施設整備事業費 03調理場整備事業費 財源内訳補正	
24 積立金	5,780	13ふるさと基金積立金 01ふるさと基金積立金 24 積立金 新規積立金	10,894 10,894 10,894 10,894
		21地域振興基金積立金 01地域振興基金積立金 24 積立金 新規積立金	△903 △903 △903 △903
		29森林経営管理基金積立金 01森林経営管理基金積立金 24 積立金 新規積立金	△4,671 △4,671 △4,671 △4,671
		32脱炭素推進基金積立金 01脱炭素推進基金積立金 24 積立金	460 460 460

(款) 13 諸支出金  
(項) 1 積立金

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
13	1	1				(諸)太陽光発電収入(市 民出資共同発電)	400		
歳 出 合 計			62,545,937	△673,720	61,872,217	△513,243	246,800	△495,343	88,066

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		新規積立金 460

附表 1

補正予算給与費明細書

1 特別職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	人数	給 与 費					共済費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の手当	計			
補正後	長 等	3	0	28,248	11,536	0	39,784	7,195	46,979
	議 員	23	113,784	0	46,747	0	160,531	30,740	191,271
	その他特別職	86	46,596	0	0	0	46,596	0	46,596
	計	112	160,380	28,248	58,283	0	246,911	37,935	284,846
補正前	長 等	3	0	28,248	11,536	0	39,784	7,195	46,979
	議 員	23	113,784	0	46,747	0	160,531	30,740	191,271
	その他特別職	86	42,652	0	0	0	42,652	0	42,652
	計	112	156,436	28,248	58,283	0	242,967	37,935	280,902
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他特別職	0	3,944	0	0	0	3,944	0	3,944
	計	0	3,944	0	0	0	3,944	0	3,944

## 2 一 般 職

### (1) 総 括

#### ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	749	3,099,048	2,295,572	5,394,620	1,012,101	6,406,721
補正前	749	3,099,048	2,116,030	5,215,078	1,012,101	6,227,179
比 較	0	0	179,542	179,542	0	179,542

職員 手当 の内 訳	区 分	退職手当
	補正後	363,102
	補正前	183,560
	比 較	179,542

#### イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員 手当	179,542	その他の 増減分	179,542	自己都合退職等による増加分	職員の退職手当に関する条例
				退職手当	

附表2

地方債の令和5年度末における現在高  
 令和7年度末における現在高の見込み

区 分	令和7年度中増減見込み				
	令和7年度中起債見込額				
	繰越明許分	補正前の額	補正額	補正後の額	計
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	940,700	8,220,200	246,800	8,467,000	9,407,700
(5) 農 林	55,600	212,800	△ 8,600	204,200	259,800
(6) 商 工	0	567,100	△ 5,000	562,100	562,100
(7) 土 木	604,900	1,978,300	△ 221,900	1,756,400	2,361,300
(8) 公 営 住 宅	21,800	157,300	△ 16,700	140,600	162,400
(10) 教 育	46,800	3,524,500	499,000	4,023,500	4,070,300
合 計	1,023,800	8,361,100	246,800	8,607,900	9,631,700

並びに令和6年度末及び  
に関する調書補正

令和7年度末現在高見込額		
補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
28,500,358	246,800	28,747,158
1,223,621	△ 8,600	1,215,021
1,510,432	△ 5,000	1,505,432
8,518,841	△ 221,900	8,296,941
716,241	△ 16,700	699,541
8,168,930	499,000	8,667,930
44,079,537	246,800	44,326,337



報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第7号 令和7年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）



## 令和7年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和7年度飯田市の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,236千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,749,757千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出それぞれ42,552千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正  
 事業勘定  
 歳入

款	項
3 県支出金	
	1 県負担金・補助金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,311,408	4,236	6,315,644
6,311,408	4,236	6,315,644
8,745,521	4,236	8,749,757

歳 出

款	項
2 保険給付費	2 高額療養費
5 保健事業費	1 特定健康診査等事業費
8 諸支出金	1 還付金及び償還金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,255,736	4,236	6,259,972
846,434	4,236	850,670
84,092	△1,200	82,892
65,178	△1,200	63,978
101,672	1,200	102,872
83,730	1,200	84,930
8,745,521	4,236	8,749,757

第1表 歳入歳出予算補正

直営診療施設勘定

歳入

款	項
1 繰入金	1 他会計繰入金
3 診療収入	1 外来収入
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,607	6,300	13,907
1,665	6,300	7,965
31,865	△6,300	25,565
31,865	△6,300	25,565
42,552	0	42,552

歳 出

款	項
1 総務費	1 施設管理費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
31,567	0	31,567
31,567	0	31,567
42,552	0	42,552



事業勘定

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	6,311,408	4,236	6,315,644
歳入合計	8,745,521	4,236	8,749,757

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	6,255,736	4,236	6,259,972
5 保健事業費	84,092	△1,200	82,892
8 諸支出金	101,672	1,200	102,872
歳 出 合 計	8,745,521	4,236	8,749,757

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4,236			0
			△1,200
			1,200
4,236			0

事業勘定

2 歳 入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県負担金・補助金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	6,311,408	4,236	6,315,644
1 県負担金・補助金	6,311,408	4,236	6,315,644
1 保険給付費等交付金	6,311,408	4,236	6,315,644
歳 入 合 計	8,745,521	4,236	8,749,757

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 保険給付費等交付金（普通交付金）	4,236	保険給付費等交付金（普通交付金）	4,236

事業勘定

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	6,255,736	4,236	6,259,972	4,236			0
2 高額療養費	846,434	4,236	850,670	4,236			0
1 高額療養費	845,450	4,236	849,686	4,236			0
				4,236			0
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)			4,236
5 保健事業費	84,092	△1,200	82,892				△1,200
1 特定健康診査等事業費	65,178	△1,200	63,978				△1,200
1 特定健康診査等事業費	65,178	△1,200	63,978				△1,200
							△1,200
8 諸支出金	101,672	1,200	102,872				1,200
1 還付金及び償還金	83,730	1,200	84,930				1,200
1 国民健康保険税還付金	10,000	1,200	11,200				1,200
							1,200
歳 出 合 計	8,745,521	4,236	8,749,757	4,236			0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	4,236	10高額療養費 01高額療養費 18 負担金補助及び交付金 高額療養費等保険者負担金	4,236 4,236 4,236 4,236
12 委託料	△1,200	10特定健康診査等事業費 01特定健康診査等事業費 12 委託料 特定健診検査業務委託料	△1,200 △1,200 △1,200 △1,200
22 償還金利子及び割引料	1,200	10国民健康保険税還付金 01国民健康保険税還付金 22 償還金利子及び割引料 還付金	1,200 1,200 1,200 1,200



1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	7,607	6,300	13,907
3 診療収入	31,865	△6,300	25,565
歳入合計	42,552	0	42,552

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	31,567	0	31,567
歳 出 合 計	42,552	0	42,552

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		6,300	△6,300
		6,300	△6,300

直営診療施設勘定

2 歳 入

(款) 1 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	7,607	6,300	13,907
1 他会計繰入金	1,665	6,300	7,965
1 一般会計繰入金	1,665	6,300	7,965
3 診療収入	31,865	△6,300	25,565
1 外来収入	31,865	△6,300	25,565
1 国民健康保険診療報酬収入	4,149	△834	3,315
2 社会保険診療報酬収入	3,137	△996	2,141
3 後期高齢者診療報酬収入	17,571	△4,470	13,101
歳 入 合 計	42,552	0	42,552

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	一般会計繰入金	6,300	一般会計繰入金	6,300
1	国民健康保険診療報酬収入	△834	国民健康保険診療報酬収入	△834
1	社会保険診療報酬収入	△996	社会保険診療報酬収入	△996
1	後期高齢者診療報酬収入	△4,470	後期高齢者診療報酬収入	△4,470

直営診療施設勘定

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 施設管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 総務費	31,567	0	31,567			6,300	△6,300	
1 施設管理費	31,567	0	31,567			6,300	△6,300	
1 一般管理費	31,567	0	31,567			6,300	△6,300	
						6,300	△6,300	
				(繰)一般会計繰入金			6,300	
歳 出 合 計	42,552	0	42,552			6,300	△6,300	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		10一般管理費 01一般管理費 財源内訳補正



## 報告第7号

## 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 損害賠償の額を定めることについて

次の表のとおり自動車事故による損害を賠償する。

専決番号	専決の日	相手方	事故の概要	損害賠償額
専決第2号	令和8年 3月24日	飯田市内在住者	令和7年5月22日午前9時15分頃、飯田市毛賀371番1付近の市道松尾56号線及び市道松尾61号線の交差点において、公務のため走行していた飯田市所有の軽貨物自動車が市道松尾61号線を直進した際、市道松尾56号線を直進してきた相手方の軽乗用自動車の左側の前部に接触し、相手方に損害を与えた。	91,194円
専決第8号	令和8年 4月24日	飯田市内在住者	令和8年2月12日午前9時頃、飯田市大久保町2551番8の駐車場において、公務のため飯田市所有の軽乗用自動車が後退した際、当該車両の左後方に駐車していた相手方の軽乗用自動車の左側後部に接触し、相手方に損害を与えた。	212,223円



報告第8号

## 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第1号 損害賠償の額を定めることについて

報告第8号2

専決第1号

## 損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり道路管理の<sup>かし</sup>瑕疵による損害を賠償する。

令和8年3月2日専決

飯田市長 佐藤 健

### 記

1 相手方 飯田市外在住者

2 事故の概要

令和7年5月2日午後10時頃、飯田市伊豆木6335番2付近の市道1-54号線において、走行していた相手方の軽乗用自動車は、当該市道上にできた段差に接触し、当該車両の左側ホイールを破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 145,239円

## 報告第9号

## 権利の放棄について（市営住宅の家賃に係る債権）

飯田市債権管理条例（平成20年飯田市条例第35号。以下「条例」という。）第5条の規定により権利を放棄したので、条例第6条の規定により下記のとおり報告する。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健

## 記

- 1 放棄した債権の種類 市営住宅の家賃に係る債権
- 2 債権を放棄した時期 令和8年3月31日
- 3 放棄した債権の件数 31件
- 4 放棄した債権の金額 1,231,100円
- 5 債権を放棄した理由並びに当該理由ごとの債権を放棄した時期、件数及び金額

理 由	時 期	件 数	金 額
条例第5条第1号に該当	令和8年3月31日	31件	1,231,100円



## 報告第10号

## 権利の放棄について（病院料金に係る債権）

飯田市債権管理条例（平成20年飯田市条例第35号。以下「条例」という。）第5条の規定により権利を放棄したので、条例第6条の規定により下記のとおり報告する。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健

## 記

- 1 放棄した債権の種類 病院料金に係る債権
- 2 債権を放棄した時期 令和8年3月31日
- 3 放棄した債権の件数 281件
- 4 放棄した債権の金額 4,294,163円
- 5 債権を放棄した理由並びに当該理由ごとの債権を放棄した時期、件数及び金額

理 由	時 期	件 数	金 額
条例第5条第1号に該当	令和8年3月31日	61件	562,200円
条例第5条第2号に該当	令和8年3月31日	62件	1,342,271円
条例第5条第3号アに該当	令和8年3月31日	158件	2,389,692円



## 報告第11号

## 権利の放棄について（水道料金に係る債権）

飯田市債権管理条例（平成20年飯田市条例第35号。以下「条例」という。）第5条の規定により権利を放棄したので、条例第6条の規定により下記のとおり報告する。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健

## 記

- 1 放棄した債権の種類 水道料金に係る債権
- 2 債権を放棄した時期 令和8年3月31日
- 3 放棄した債権の件数 168件
- 4 放棄した債権の金額 739,476円
- 5 債権を放棄した理由並びに当該理由ごとの債権を放棄した時期、件数及び金額

理 由	時 期	件 数	金 額
条例第5条第1号に該当	令和8年3月31日	145件	492,204円
条例第5条第2号に該当	令和8年3月31日	10件	81,604円
条例第5条第3号ウに該当	令和8年3月31日	13件	165,668円



報告第12号

令和7年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり報告する。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健

令和7年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特別財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	リニア駅周辺整備事業	580,021,000	580,019,805	0	203,690,000	245,700,000	97,098,805	33,531,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	2,926,000	2,926,000	0	2,926,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	中国帰国者支援追加給付費	384,000	384,000	0	288,000	0	0	96,000
	2 児童福祉費	児童福祉一般経費	15,191,000	15,191,000	0	9,494,000	0	0	5,697,000
		物価高対応子育て応援手当給付事業	25,962,000	25,962,000	0	25,962,000	0	0	0
	3 生活保護費	保護費等追加給付費	50,767,000	50,767,000	0	39,007,000	0	0	11,760,000
4 衛生費	1 保健衛生費	脱炭素先行地域づくり事業	181,860,000	181,860,000	0	181,860,000	0	0	0
		水道費	23,400,000	23,400,000	0	0	23,400,000	0	0
6 農林水産業費	1 農業費	国土保全特別対策事業	2,882,000	2,882,000	0	0	2,500,000	0	382,000
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	19,200,000	19,200,000	0	19,200,000	0	0	0
		農業施設長寿命化事業	30,413,000	30,413,000	0	19,463,520	9,800,000	0	1,149,480
		農地中間管理機構関連農地整備事業	12,800,000	12,800,000	0	8,000,000	4,300,000	0	500,000
	2 林業費	林道改良事業(補助)	8,012,000	8,012,000	0	4,234,000	3,400,000	0	378,000
7 商工費	1 商工費	みんなの生活応援商品券事業	663,138,000	663,138,000	0	663,138,000	0	0	0
		産業用地整備事業	17,447,000	17,447,000	0	0	0	10,000,000	7,447,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	防災・安全交付金事業(道路整備)	101,000,000	101,000,000	0	50,000,000	50,000,000	0	1,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特別財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
8 土木費	2 道路橋りょう費	地方創生道整備推進交付金事業	97,092,000	97,092,000	0	38,061,000	34,200,000	18,941,000	5,890,000
		防災・安全交付金事業(通学路 安全対策)	3,398,000	3,398,000	0	1,139,000	800,000	0	1,459,000
		社会資本整備総合交付金事業 (道路整備)	83,143,000	83,143,000	0	40,061,000	36,000,000	0	7,082,000
		交通安全対策補助事業(通学路 緊急対策)	182,596,000	182,596,000	0	99,070,000	72,900,000	0	10,626,000
		都市構造再編集中支援事業(市 街地整備)	53,575,000	53,575,000	0	26,671,000	24,000,000	0	2,904,000
		踏切道改良計画事業	14,000,000	14,000,000	0	5,500,000	4,000,000	0	4,500,000
		防災対策避難路整備事業	42,793,000	42,793,000	0	0	42,700,000	0	93,000
		辺地対策道路改良事業	19,079,000	19,079,000	0	0	19,000,000	0	79,000
		市道改良事業	46,928,000	46,928,000	0	0	44,000,000	0	2,928,000
		道路自然災害防止事業	219,599,000	219,599,000	0	0	219,500,000	0	99,000
		橋りょう補修事業	30,000,000	30,000,000	0	0	30,000,000	0	0
		道路メンテナンス事業	82,180,000	82,180,000	0	44,649,000	32,800,000	0	4,731,000
	3 河川費	河川自然災害防止事業	102,680,000	102,680,000	0	0	102,600,000	0	80,000
	4 都市計画費	都市構造再編集中支援事業(市 街地整備)	4,700,000	4,700,000	0	2,250,000	2,200,000	0	250,000
公園改修事業		5,269,000	5,269,000	0	0	3,900,000	0	1,369,000	
飯田子どもの森公園維持管理費		8,591,000	8,591,000	0	0	7,600,000	0	991,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特別財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
9 消防費	1 消防費	消防団詰所整備事業	17,130,000	17,130,000	0	0	17,100,000	0	30,000
		防災対策推進事業	80,733,000	80,733,000	0	0	80,700,000	0	33,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設大規模改修事業	645,000,000	645,000,000	0	258,000,000	387,000,000	0	0
		小学校施設長寿命化改修事業	1,052,980,000	1,052,980,000	0	335,412,000	717,500,000	0	68,000
	3 中学校費	中学校施設大規模改修事業	573,369,000	573,369,000	0	228,000,000	344,700,000	0	669,000
		中学校校舎外壁改修事業	79,310,000	79,310,000	0	26,436,000	52,800,000	0	74,000
	6 保健体育費	体育施設改修費	49,118,000	49,118,000	0	0	48,100,000	0	1,018,000
		調理場整備事業	1,435,746,000	1,435,746,000	0	154,919,000	1,141,800,000	139,000,000	27,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設補助災害復旧事業(現年)	57,415,000	57,415,000	0	38,296,000	19,100,000	0	19,000
		土木施設補助災害復旧事業(過年)	248,684,000	248,684,000	0	165,873,000	74,500,000	0	8,311,000
		土木施設単独災害復旧事業	2,000,000	2,000,000	0	0	2,000,000	0	0
		土木施設災害関連事業	29,058,000	29,058,000	0	14,529,000	13,000,000	0	1,529,000
合計			7,001,569,000	7,001,567,805	0	2,706,128,520	3,913,600,000	265,039,805	116,799,480

報告第13号

令和7年度飯田市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度飯田市病院事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり報告する。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健

## 令和7年度 飯田市病院事業会計予算繰越計算書

## 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						企業債	過年度分 損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	検査システムサー バ更新	円 33,880,000	円 0	円 33,880,000	円 33,800,000	円 80,000	円 0	円 0	関係者の協議・調整に不 測の日数を要したため。
		周産期及び耳鼻科 カルテシステム サーバ更新	円 34,604,000	円 0	円 34,604,000	円 34,600,000	円 4,000	円 0	円 0	関係者の協議・調整に不 測の日数を要したため。

報告第14号

令和7年度飯田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度飯田市水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり報告する。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健

令和7年度 飯田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	補償金	出資金	過年度損益勘定留保資金			
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	橋梁架替に伴う配水管布設替工事 市道千代1号線 千代中の橋	円 17,000,000	円 0	円 17,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 17,000,000	円 0	円 0	橋梁架替工事の進捗に合わせるため。
		市道改良に伴う配水管布設替工事 市道1-84号南線 上郷下黒田南	円 5,000,000	円 0	円 5,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 5,000,000	円 0	円 0	市道改良工事の進捗に合わせるため。
		市道付替に伴う送・配水管布設及び布設替工事 市道1-59号宮崎唐洞線他 座光寺	円 46,000,000	円 0	円 46,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 46,000,000	円 0	円 0	県道改良工事の進捗に合わせるため。
		野底川水管橋耐震整備事業 管路耐震化工事 大門町・上郷別府 野底川水管橋	円 250,000,000	円 45,000,000	円 205,000,000	円 68,333,000	円 118,000,000	円 0	円 17,400,000	円 1,267,000	円 0	円 0	地元交渉に不測の日数を要し、工事着手に遅れが生じたことから、工期内の完了が困難となったため。
		風越貯水池耐震補強工事 上飯田風越貯水池	円 76,000,000	円 0	円 76,000,000	円 12,000,000	円 18,000,000	円 0	円 6,000,000	円 40,000,000	円 0	円 0	施設を使用しながらの工事であり、2池同時施工が困難なため。また、国の補正予算により、事業を前倒しして実施することとしたため。
		市道改良に伴う送配水管布設替工事 市道2-49号長野原線 竜丘時又	円 19,866,000	円 0	円 19,866,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 19,866,000	円 0	円 0	円 0

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	補償金	出資金	過年度損益勘定留保資金			
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	市道改良に伴う配水管布設替工事 市道1-27号大休妙琴線 鼎切石	円 18,876,000	円 0	円 18,876,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 18,876,000	円 0	円 0	市道改良工事の進捗に合わせるため。
		市道改良に伴う配水管布設替工事 市道1-31号島垣外宮ヶ洞線 伊賀良大瀬木	5,200,000	0	5,200,000	0	0	0	0	5,200,000	0	0	市道改良工事の進捗に合わせるため。
		送水管布設工事 市道上郷256号線他 上郷黒田	12,500,000	0	12,500,000	0	0	0	0	12,500,000	0	0	寒波の影響による積雪及び路床凍結により作業効率が低下したことから、工期内の完了が困難となったため。
		入野中継ポンプ場築造工事 北方3144番地1他	439,540,000	0	439,540,000	0	397,800,000	0	0	41,740,000	0	0	残土の仮置き場の選定及び協議に不測の日数を要し、建築工事の着手に遅れが生じたことから、工期内の完了が困難となったため。
		砂払浄水場監視計装盤更新工事 滝の沢砂払浄水場	74,800,000	0	74,800,000	0	0	0	0	74,800,000	0	0	機器の構成部品の調達に不測の日数を要し、機器製作に遅れが生じたことから、工期内の完了が困難となったため。
2 簡易水道事業 資本的支出	1 建設改良費	配水管布設替工事 南信濃八日市場橋	12,800,000	0	12,800,000	0	12,800,000	0	0	0	0	0	橋梁架替工事の進捗に合わせるため。
		橋梁災害復旧に伴う仮設配水管撤去工事 南信濃八日市場橋	2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000	0	0	0	0	橋梁架替工事の進捗に合わせるため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	補償金	出資金	損益勘定留保資金			
1 水道事業費用	1 営業費用	飯田市上下水道一体業務継続計画策定業務 市内	円 12,500,000	円 0	円 12,500,000	円 6,250,000	円 0	円 0	円 0	円 6,250,000	円 0	円 0	計画策定に当たっては国の「下水道BCP策定マニュアル」に準拠する必要があるが、同マニュアルが年度末に改正され、着手に遅れが生じたことから、年度内の完成が困難となったため。

報告第15号

令和7年度飯田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度飯田市下水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり報告する。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健

令和7年度 飯田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に関わる繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						国庫支出金	県支出金	移設補償金	企業債	過年度分損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	防災・安全交付金事業 公共下水道 管路布設替工事（県道飯島飯田線）	円 28,500,000	円 0	円 28,500,000	円 5,500,000	円 0	円 0	円 15,500,000	円 7,500,000	円 0	円 0	12月に成立した国の補正予算に伴う追加内示で実施する工事であり、適正な工事期間を確保するため。
		防災・安全交付金事業 公共下水道 管路施設改築工事（県道天竜峡停車場線）	21,400,000	0	21,400,000	4,700,000	0	0	14,700,000	2,000,000	0	0	12月に成立した国の補正予算に伴う追加内示で実施する工事であり、適正な工事期間を確保するため。
		防災・安全交付金事業 地震対策人孔管口耐震化工事（市道2-1号水の手線）	18,000,000	0	18,000,000	8,590,000	0	0	9,400,000	10,000	0	0	工法及び入札参加資格の検討に時間を要したため。
		公共下水道 伏越ゲート取替工事（滝ノ沢川伏越）	8,000,000	0	8,000,000	0	0	0	0	8,000,000	0	0	特注品であるゲート及び蓋の製作に想定以上の日数を要することから、適正な工事期間を確保するため。
		公共下水道管渠（汚水）バイパス管築造工事（市道2-102号南条北線）	9,000,000	0	9,000,000	0	0	0	9,000,000	0	0	0	既設下水道管に流下不良が発生し急遽工事を実施するに当たり、適正な工事期間を確保するため。
		公共下水道管渠（汚水）布設替工事（国道153号）（2工区）	35,000,000	0	35,000,000	0	0	15,000,000	20,000,000	0	0	0	0

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に 関わる繰越を要 する棚卸資産の 購入限度額	説明	
						国庫支出金	県支出金	移設補償金	企業債	過年度分損益 勘定留保資金				
1 資本的支出	1 建設改良費	他事業関連 公共下水道管渠（污水）布設替工事（国道153号）（1工区）	円 14,000,000	円 0	円 14,000,000	円 0	円 0	円 0	円 14,000,000	円 0	円 0	円 0	国道改良工事の進捗に合わせるため。	
		他事業関連 公共下水道（污水）布設替工事（リニア駅前線）	8,000,000	0	8,000,000	0	0	0	8,000,000	0	0	0	道路改良工事の進捗に合わせるため。	
		他事業関連 公共下水道（污水）布設替工事（市道1-27号大休妙琴線）	16,000,000	0	16,000,000	0	0	0	0	16,000,000	0	0	0	市道改良工事の進捗に合わせるため。
		令和7・8年度 松尾浄化管理センターし渣破砕機更新工事 令和7年度分事業費	29,700,000	17,479,000	12,221,000	0	0	0	0	12,221,000	0	0	0	形状変更などの詳細設計と材料手配に時間を要し、年度内完成が不可能となったため。
		社会資本整備総合交付金事業 農集下殿岡地区・特環竜丘地区マンホールポンプ設置工事（市道1-38号殿岡桐林線他）	45,000,000	0	45,000,000	22,440,000	0	0	22,500,000	60,000	0	0	0	補助金の交付額減により関連工事の施工に遅れが生じたため、関連工事の進捗に合わせるとともに適切な工事期間を確保するため。
		社会資本整備総合交付金事業 農集下殿岡地区・特環竜丘地区管渠整備工事（市道1-38号殿岡桐林線他）	35,000,000	0	35,000,000	16,000,000	0	0	19,000,000	0	0	0	0	12月に成立した国の補正予算に伴う追加内示で実施する工事であり、適正な工事期間を確保するため。
		他事業関連 特環公共下水道管渠（污水）布設替工事（市道2-49号長野原線）	7,000,000	0	7,000,000	0	0	0	0	7,000,000	0	0	0	市道改良工事の進捗に合わせるため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に関わる繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						国庫支出金	県支出金	移設補償金	企業債	一般財源			
1 下水道事業費用	1 営業費用	飯田市上下水道一体業務継続計画策定業務（飯田市内）	円 12,500,000	円 0	円 12,500,000	円 6,250,000	円 0	円 0	円 0	円 6,250,000	円 0	円 0	計画策定に当たっては国の「下水道BCP策定マニュアル」に準拠する必要があるが、同マニュアルが年度末に改正され、着手が遅れが生じたことから、年度内の完成が困難となったため。

報告第16号

飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健



令和7年度

# 事業報告及び決算書

飯田市土地開発公社

# 令和7年度 飯田市土地開発公社事業報告書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

## 1 事業概況

### (1) 用地の取得及び管理

リニア駅周辺整備事業の代行買収による用地取得等を行った。

### (2) 保有地の処分

リニア駅周辺整備事業の代行買収にて取得した公有用地ほか、かねてより保有している代替地の売却を行った。

## 2 財務の概況

令和7年度の収益的収入額は559,226,090円、収益的支出額は551,497,800円であり、差引7,728,290円が当期純利益となった。

当該利益は、翌年度において準備金として整理するものである。財務の内容については、引き続き健全経営に努めて参りたい。

## 3 事業内容

令和7年度に行った土地の取得に係る事業は、次のとおり。

事業名	面積	取得金額
	m <sup>2</sup>	円
リニア駅前広場事業公有用地	1,483.50	146,389,634
リニア駅前駐車場事業公有用地	1,310.26	64,341,206
リニア駅前道路（停車場線）事業公有用地	0.00	725,678
リニア駅前道路（駅前線）事業公有用地	0.00	93,890
市道上郷9号公有用地	56.09	1,605,239
県道・市道改良事業代替地	1,427.17	31,005,877
県道・市道墓地代替地	18.20	225,000
計	4,295.22	244,386,524

令和7年度に行った土地の処分に係る事業は、次のとおり。

事業名	面積	処分金額
	m <sup>2</sup>	円
リニア駅前広場事業公有用地	2,724.12	136,837,219
リニア駅前駐車場事業公有用地	2,475.04	143,948,348
リニア駅前道路（停車場線）事業公有用地	1,188.09	145,509,881
リニア駅前線事業公有用地	637.20	14,410,549
市道上郷9号線公有用地	229.61	6,866,339
県道・市道代替地	3,056.50	103,389,728
計	10,310.56	550,962,064

#### 4 監査に関する事項

- (1) 令和7年4月24日 令和6年度飯田市土地開発公社事業報告及び会計決算監査
- (2) 令和7年11月25日 令和7年度飯田市土地開発公社事業会計中間監査

#### 5 庶務事項

##### (1) 理事会に関する事項

ア 令和7年5月8日 理事会

- (ア) 令和6年度飯田市土地開発公社事業報告について
- (イ) 令和6年度飯田市土地開発公社事業会計決算報告について
- (ウ) 令和6年度飯田市土地開発公社事業会計監査報告について

イ 令和7年12月22日 理事会

- (ア) 令和7年度飯田市土地開発公社事業中間報告について
- (イ) 令和7年度飯田市土地開発公社事業会計中間監査報告について

ウ 令和8年3月18日 理事会

- (ア) 令和7年度飯田市土地開発公社事業変更計画(案)及び事業会計補正予算(第1号)(案)について
- (イ) 令和8年度飯田市土地開発公社事業計画(案)及び事業会計予算(案)について

##### (2) 役員に関する事項

ア 令和7年4月1日

下平泰寛	理事に就任
佐々木学	理事に就任

イ 令和7年12月19日

長坂亘治	理事を辞任
北澤福一	監事の任期満了

ウ 令和7年12月20日

清水秀敏	理事を再任
下平泰寛	理事を再任
佐々木学	理事を再任
市瀬智章	理事を再任
井田光則	理事を再任
大場孝	理事を再任
宮崎光由	理事を再任
木下勝貴	理事に就任
今村真祐	監事に就任

エ 令和8年3月31日

清水秀敏	理事を辞任
------	-------

## 令和7年度 飯田市土地開発公社事業会計

### 1 収益の収入及び支出

#### (1) 収 入

区 分	予 算 額		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	合 計
第1款 事業収益	905,200,000	△ 344,800,000	560,400,000
第1項 公有地取得事業収益	821,400,000	△ 261,000,000	560,400,000
第2項 土地造成事業収益	83,800,000	△ 83,800,000	0
第2款 事業外収益	150,000	530,000	680,000
第1項 受 取 利 息	130,000	530,000	660,000
第2項 雑 収 益	20,000	0	20,000
第3款 特別利益	100,000	△ 100,000	0
第1項 前期損益修正益	100,000	△ 100,000	0
収 入 合 計	905,450,000	△ 344,370,000	561,080,000

#### (2) 支 出

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額
第1款 事業原価	893,100,000	△ 340,000,000	0
第1項 公有地取得事業原価	810,100,000	△ 257,000,000	0
第2項 土地造成事業原価	83,000,000	△ 83,000,000	0
第2款 販売費及び一般管理費	1,820,000	△ 1,200,000	0
第1項 販売費及び一般管理費	1,820,000	△ 1,200,000	0
第3款 事業外費用	20,000	0	0
第1項 支 払 利 息	10,000	0	0
第2項 消 費 税	0	0	0
第3項 雑 損 失	10,000	0	0
第4款 特別損失	200,000	△ 200,000	0
第1項 前期損益修正損	100,000	△ 100,000	0
第2項 土 地 評 価 損	100,000	△ 100,000	0
第5款 予 備 費	100,000	△ 100,000	0
第1項 予 備 費	100,000	△ 100,000	0
支 出 合 計	895,240,000	△ 341,500,000	0

# 決算報告書

(単位：円)

決算額	予算現額に比べ 決算額の増減	備考
558,637,716	△ 1,762,284	
558,637,716	△ 1,762,284	
0	0	
588,374	△ 91,626	
580,854	△ 79,146	
7,520	△ 12,480	
0	0	
0	0	
559,226,090	△ 1,853,910	

(単位：円)

額	決算額	不用額	備考
合計			
553,100,000	550,962,064	2,137,936	
553,100,000	550,962,064	2,137,936	
0	0	0	
620,000	535,736	84,264	
620,000	535,736	84,264	
20,000	0	20,000	
10,000	0	10,000	
0	0	0	
10,000	0	10,000	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
553,740,000	551,497,800	2,242,200	

## 2 資本的収入及び支出

### (1) 収 入

区 分	予 算			合 計
	当初予算額	補正予算額	継続費等の繰越額 に係る財源充当額	
第1款 資本的収入	308,000,000	△168,000,000	0	140,000,000
第1項 借入金	308,000,000	△168,000,000	0	140,000,000
収入合計	308,000,000	△168,000,000	0	140,000,000

### (2) 支 出

区 分	予 算			小 計
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	
第1款 資本的支出	1,219,400,000	△541,020,000	0	678,380,000
第1項 公有地取得事業費	445,900,000	△197,520,000	0	248,380,000
第2項 土地造成事業費	83,000,000	△83,000,000	0	0
第3項 固定資産取得費	500,000	△500,000	0	0
第4項 借入金返還金	689,000,000	△259,000,000	0	430,000,000
第5項 予備費	1,000,000	△1,000,000	0	0
支出合計	1,219,400,000	△541,020,000	0	678,380,000

(単位：円)

決 算 額	予算現額に比べ 決算額の増減	備 考
139,360,000	△640,000	
139,360,000	△640,000	
139,360,000	△640,000	

(単位：円)

額		決 算 額	事業費の 翌年度 繰越額	不 用 額	備 考
前年度事業 費の繰越額	合 計				
0	678,380,000	674,325,886	0	4,054,114	
0	248,380,000	244,386,524	0	3,993,476	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
0	430,000,000	429,939,362	0	60,638	
0	0	0	0	0	
0	678,380,000	674,325,886	0	4,054,114	

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 534,965,886円は、損益勘定留保資金で補填した。

# 令和7年度飯田市土地開発公社事業損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	558,637,716	
(2) 土地造成事業収益	<u>0</u>	558,637,716
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	550,962,064	
(2) 土地造成事業原価	<u>0</u>	550,962,064
事業総利益		<u>7,675,652</u>
3 販売費及び一般管理費		535,736
事業利益		<u>7,139,916</u>
4 事業外収益		
(1) 受取利息	580,854	
(2) 雑収益	<u>7,520</u>	<u>588,374</u>
5 事業外費用		
(1) 支払利息	0	
(2) 消費税	0	
(3) 雑損失	<u>0</u>	<u>0</u>
経常利益		<u>7,728,290</u>
6 特別利益		
(1) 前期損益修正益	<u>0</u>	0
7 特別損失		
(1) 前期損益修正損	0	
(2) 土地評価損	<u>0</u>	0
当期純利益		<u><u>7,728,290</u></u>

# 販売費及び一般管理費明細表

令和7年度

(単位：円)

項	目	節	金額	備考	
1 販売費 及び一般 管理費	1 人件費		131,900		
		報酬	131,900	理事会等出席報酬	
	2 経費			403,836	
		需用費		0	
		役務費		22,635	通信運搬費、手数料
		委託料		244,200	公社会計ソフト保守、保有地管理業務
		公租公課		71,000	法人県民税、法人市民税
		減価却費		66,000	備品 66,000 ソフトウェア 0
		資産減耗	1		備品廃棄による減耗
		販売費及び一般管理費計			535,736

## 令和7年度準備金整理

1 前期繰越準備金	462,768,718 円
2 当期純利益	7,728,290 円
準備金合計	470,497,008 円

公有地の拡大の推進に関する法律第18条第4項の規定により、次のとおり整理する。

次期繰越準備金	470,497,008 円
---------	---------------

# 令和7年度飯田市土地開発公社事業貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：円)

		【 資 産 の 部 】	
1	流動資産		
	(1)現金及び預金	374,587,529	
	(2)事業未収金	0	
	(3)公有用地	1,574,484,297	
	(4)代行用地	0	
	(5)代替地	43,477,986	
	(6)完成土地等	0	
	(7)前払費用	0	
	(8)その他の流動資産	0	
	流動資産合計	0	1,992,549,812
2	固定資産		
	(1)有形固定資産		
	ア建物又はその付属設備	0	
	減価償却累計額	0	0
	イ車両その他運搬具	0	
	減価償却累計額	0	0
	ウ工具、器具及び備品	492,000	
	減価償却累計額	436,999	55,001
		55,001	
	(2)無形固定資産		
	ソフトウェア		0
	固定資産合計		55,001
	資産合計		1,992,604,813
		【 負 債 の 部 】	
1	流動負債		
	(1)未払金	132,452,307	
	(2)短期借入金	0	
	(3)未払費用	0	
	流動負債合計	0	132,452,307
2	固定負債		
	(1)長期借入金	1,386,655,498	
	固定負債合計	1,386,655,498	1,386,655,498
	負債合計		1,519,107,805
		【 資 本 の 部 】	
1	資本金		
	(1)基本財産	3,000,000	
	資本金合計		3,000,000
2	準備金		
	(1)前期繰越準備金	462,768,718	
	(2)当期純利益	7,728,290	
	準備金合計	470,497,008	470,497,008
	資本合計		473,497,008
	負債資本合計		1,992,604,813

# 飯田市土地開発公社財産目録

(令和8年3月31日)

区分	摘 要	金 額(円)
資 産	1 流動資産	1,992,549,812
	(1) 現金及び預金	374,587,529
	普通預金	371,587,529
	ア 株式会社八十二長野銀行 飯田支店	229,164,701
	イ 飯田信用金庫 本店	77,126,237
	ウ みなみ信州農業協同組合 伊賀良支所	65,296,591
	定期預金	3,000,000
	ア 株式会社八十二長野銀行 飯田支店	3,000,000
	(2) 事業未収金	0
	(3) 公有用地	1,574,484,297
	ア 用地費	557,869,005
	イ 補償費	988,073,223
	ウ 造成工事費	0
	エ 用買諸経費	0
	オ 支払利息	28,542,069
	(4) 代替地	43,477,986
	ア 用地費	43,477,986
	イ 補償費	0
	ウ 造成工事費	0
	エ 用買諸経費	0
	オ 支払利息	0
	(5) 完成土地及び未成土地（土地造成事業の用地）	0
	(6) 前払費用	0
	2 固定資産	55,001
	(1) 有形固定資産	55,001
	ア 建物又はその付属設備	0
イ 車両その他運搬具	0	
ウ 工具器具及び備品	55,001	
(2) 無形固定資産	0	
ソフトウェア	0	
資 産 合 計	1,992,604,813	
負 債	1 流動負債	132,452,307
	(1) 未払金	132,452,307
	(2) 短期借入金	0
	(3) 未払費用 未払利息	0
	2 固定負債	1,386,655,498
	(1) 長期借入金	1,386,655,498
	ア 株式会社八十二長野銀行 飯田支店	0
	イ 飯田信用金庫 本店	929,481,568
	ウ みなみ信州農協 伊賀良支所	457,173,930
	負 債 合 計	1,519,107,805

# 令和7年度飯田市土地開発公社キャッシュフロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュフロー	
公有地取得事業収入	652,595,271
その他事業収入	7,520
公有地取得事業支出	△ 211,642,075
その他事業支出	0
人件費支出	△ 131,900
その他の業務支出	△ 345,605
小計	<u>440,483,211</u>
利息の受取額	580,854
利息の支払額	<u>0</u>
事業活動によるキャッシュフロー	<u>441,064,065</u>
II 投資活動によるキャッシュフロー	
投資有価証券の取得による支出	0
投資有価証券の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	0
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュフロー	<u>0</u>
III 財務活動によるキャッシュフロー	
短期借入金による収入	0
短期借入金返済による支出	0
長期借入金による収入	139,360,000
長期借入金返済による支出	△ 429,939,362
財務活動によるキャッシュフロー	<u>△ 290,579,362</u>
IV 現金及び現金同等物増減額	<u>150,484,703</u>
V 現金及び現金同等物期首残高	<u>224,102,826</u>
VI 現金及び現金同等物期末残高	<u>374,587,529</u>

## 注記事項

### I 重要な会計方針

#### 1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 公有用地  
個別法に基づく原価法によっております。
- (2) 代行用地  
個別法に基づく原価法によっております。
- (3) 代替地  
個別法に基づく原価法によっております。

#### 2 固定資産の減価償却の方法

定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### 3 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

### II 貸借対照表の注記

#### 現金及び預金

普通預金	371,587,529
定期預金（3ヶ月以上）	3,000,000
	<hr/>
	374,587,529

### III 損益計算書の注記

#### 1 出資法人との間における取引高

事業収益 公有地取得事業収益	452,048,063
事業原価 公有地取得事業原価	447,572,336

### IV キャッシュフロー計算書の注記

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

資金期末残高	374,587,529 円
現金及び預金勘定	374,587,529 円（3ヶ月以上の定期預金を含む。）

## 令和7年度飯田市土地開発公社事業会計監査報告

令和7年度飯田市土地開発公社事業会計の監査の結果、元帳及び証拠書類は正確であり、決算書の計数は令和7年度の経営成績及び同年度末における財務状態を適正表示しているものと認めた。

令和8年4月23日

監 事 今 村 真 祐

監 事 蒲 秀 雄

## 比較損益計算書

	当 期(円)	前 期(円)	増 減(円)	増減率(%)
[事 業 収 益]	558,637,716	1,750,028,538	△ 1,191,390,822	△ 68.1
公有地取得事業収益	558,637,716	1,750,028,538	△ 1,191,390,822	△ 68.1
土地造成事業収益	0	0	0	0.0
[事 業 原 価]	550,962,064	1,729,208,734	△ 1,178,246,670	△ 68.1
公有地取得事業原価	550,962,064	1,729,208,734	△ 1,178,246,670	△ 68.1
土地造成事業原価	0	0	0	0.0
(事業総利益)	7,675,652	20,819,804	△ 13,144,152	△ 63.1
[販売費及び一般管理費]	535,736	1,071,942	△ 536,206	△ 50.0
(事業利益・損失)	7,139,916	19,747,862	△ 12,607,946	△ 63.8
[事 業 外 収 益]	588,374	119,631	468,743	391.8
[事 業 外 費 用]	0	0	0	0.0
(経常利益・損失)	7,728,290	19,867,493	△ 12,139,203	△ 61.1
[特 別 利 益]	0	0	0	0.0
[特 別 損 失]	0	0	0	0.0
土地評価損	0	0	0	0.0
(当期純利益(損失))	7,728,290	19,867,493	△ 12,139,203	△ 61.1

## 比較販売費及び一般管理費

科 目	当 期	前 期	増 減	増減率
	円	円	円	%
人件費	131,900	126,850	5,050	4.0
報酬	131,900	126,850	5,050	4.0
法定福利費	0	0	0	0.0
経費	403,836	945,092	△ 541,256	△ 57.3
旅費	0	0	0	0.0
需用費	0	0	0	0.0
役務費	22,635	27,807	△ 5,172	△ 18.6
委託料	244,200	780,285	△ 536,085	△ 68.7
使用料及び 賃借料	0	0	0	0.0
負担金補助 及び交付金	0	0	0	0.0
公租公課	71,000	71,000	0	0.0
減価償却費	66,000	66,000	0	0.0
資産減耗費	1	0	1	皆増
合 計	535,736	1,071,942	△ 536,206	△ 50.0

## 比較貸借対照表

## 資産の部

科目	当期(円)	前期(円)	増減(円)	増減率(%)
[流動資産]	1,992,549,812	2,242,598,204	△ 250,048,392	△ 11.1
現金及び預金	374,587,529	224,102,826	150,484,703	67.1
事業未収金	0	93,957,555	△ 93,957,555	皆減
公有用地	1,574,484,297	1,808,900,986	△ 234,416,689	△ 13.0
代行用地	0	0	0	0.0
代替地	43,477,986	115,636,837	△ 72,158,851	△ 62.4
完成土地	0	0	0	0.0
前払費用	0	0	0	0.0
その他流動資産	0	0	0	0.0
[固定資産]	55,001	121,002	△ 66,001	△ 54.5
有形固定資産	55,001	121,002	△ 66,001	△ 54.5
建物又はその付属設備	0	0	0	0.0
車両及び運搬具	0	0	0	0.0
工具器具及び備品	55,001	121,002	△ 66,001	△ 54.5
無形固定資産	0	0	0	0.0
ソフトウェア	0	0	0	0.0
資産の部合計	1,992,604,813	2,242,719,206	△ 250,114,393	△ 11.2

## 負債の部

科目	当期(円)	前期(円)	増減(円)	増減率(%)
[流動負債]	132,452,307	99,715,628	32,736,679	32.8
未払金	132,452,307	99,715,628	32,736,679	32.8
短期借入金	0	0	0	0.0
未払費用	0	0	0	0.0
[固定負債]	1,386,655,498	1,677,234,860	△ 290,579,362	△ 17.3
長期借入金	1,386,655,498	1,677,234,860	△ 290,579,362	△ 17.3
負債の部合計	1,519,107,805	1,776,950,488	△ 257,842,683	△ 14.5

## 資本の部

科目	当期(円)	前期(円)	増減(円)	増減率(%)
[資本金]	3,000,000	3,000,000	0	0.0
基本財産	3,000,000	3,000,000	0	0.0
[準備金]	470,497,008	462,768,718	7,728,290	1.7
繰越準備金	462,768,718	442,901,225	19,867,493	4.5
純利益(損失)	7,728,290	19,867,493	△ 12,139,203	△ 61.1
資本の部合計	473,497,008	465,768,718	7,728,290	1.7
負債・資本の部合計	1,992,604,813	2,242,719,206	△ 250,114,393	△ 11.2

令和7年度

決算附属資料

飯田市土地開発公社



令和7年度 事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要	
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	452,048,063	リニア駅前広場事業	138,205,592
			リニア駅前駐車場	145,387,833
			リニア駅前停車場線	146,964,981
			リニア駅前線	14,554,655
			市道上郷9号線	6,935,002
公有地取得事業収益	代替地売却収益	106,589,653	リニア関連事業代替地	93,658,695
			県道・市道改良事業代替地	12,930,958
合 計		558,637,716		

令和7年度 事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要	
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	447,572,336	リニア駅前広場事業	136,837,219
			リニア駅前駐車場	143,948,348
			リニア駅前停車場線	145,509,881
			リニア駅前線	14,410,549
			市道上郷9号線	6,866,339
公有地取得事業原価	代替地売却原価	103,389,728	リニア関連事業代替地	90,883,457
			県道・市道改良事業代替地	12,506,271
合 計		550,962,064		

## 令和7年度

資産区分	期首残高		当期増加高				
	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	用地費(円)	補償費(円)	工事費(円)	諸経費(円)
リニア駅周辺整備事業 リニア駅前多目的交流広場	16,125.84	1,447,530,172	1,483.50	35,834,602	100,215,762	0	0
リニア駅周辺整備事業 リニア駅前駐車場	3,463.26	164,839,392	1,310.26	27,727,045	35,391,244	0	0
リニア駅周辺整備事業 リニア駅前停車場線	1,371.62	149,420,618	0.00	0	0	0	0
リニア駅周辺整備事業 リニア駅前線	769.77	18,364,482	0.00	0	0	0	0
リニア駅周辺整備事業 上郷9号線	173.52	5,261,100	56.09	1,605,239	0	0	0
市道1-6号大王路線	35.81	23,485,222	0.00	0	0	0	0
合計	21,939.82	1,808,900,986	2,849.85	65,166,886	135,607,006	0	0

## 令和7年度

資産区分	期首残高		当期増加高					
	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	用地費(円)	補償費(円)	工事費(円)	諸経費(円)	
イ	リニア関連事業代替地	1,390.18	66,883,401	1,100.92	24,000,056	0	0	0
	県道・市道改良事業代替地	1,528.17	41,907,857	326.25	7,005,821	0	0	0
	県道・市道墓地代替地	3,863.52	1,970,979	18.20	225,000	0	0	0
	計	6,781.87	110,762,237	1,445.37	31,230,877	0	0	0
ロ	県道・市道改良事業代替地	730.38	4,874,600	0.00	0	0	0	0
	県道・市道墓地代替地	536.16	0	0.00	0	0	0	0
	計	1,266.54	4,874,600	0.00	0	0	0	0
合計	8,048.41	115,636,837	1,445.37	31,230,877	0	0	0	

(注)イは取得原価相当による再取得等が見込まれる代替地、ロはイ以外の代替地。

公有用地明細表

		当期減少高		期末残高		摘要
支払利息(円)	計(円)	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	
10,339,270	146,389,634	2,724.12	136,837,219	14,885.22	1,457,082,587	
1,222,917	64,341,206	2,475.04	143,948,348	2,298.48	85,232,250	
725,678	725,678	1,188.09	145,509,881	183.53	4,636,415	
93,890	93,890	637.20	14,410,549	132.57	4,047,823	
0	1,605,239	229.61	6,866,339	0.00	0	
0	0	0.00	0	35.81	23,485,222	
12,381,755	213,155,647	7,254.06	447,572,336	17,535.61	1,574,484,297	

代替地明細表

		当期減少高			期末残高		摘要
支払利息(円)	計(円)	減少高		評価減			
		面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	金額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	
0	24,000,056	2,491.10	90,883,457		0.00	0	
0	7,005,821	565.40	12,506,271		1,289.02	36,407,407	
0	225,000	0.00	0		3,881.72	2,195,979	153BP墓地代替地
0	31,230,877	3,056.50	103,389,728		5,170.74	38,603,386	
0	0	0.00	0	0	730.38	4,874,600	153BP代替地
0	0	0.00	0	0	536.16	0	
0	0	0.00	0	0	1,266.54	4,874,600	
0	31,230,877	3,056.50	103,389,728	0	6,437.28	43,477,986	

## 飯田市土地開発公社

資産の種類	取得原価 A	当期増加額 B	当期減少額 C	期末残高 (A + B - C)
建物又はその付属設備	0	0	0	0
車両及び運搬具	0	0	0	0
器具及び備品	664,800	0	172,800	492,000
計	664,800	0	172,800	492,000

## 内 訳

資産の種類	取得原価 A	当期増加額 B	当期減少額 C	期末残高 (A + B - C)
デスクトップパソコン	162,000	0	0	162,000
デスクトップパソコン	172,800	0	172,800	0
カラーレーザープリンタ	330,000	0	0	330,000
小計	664,800	0	172,800	492,000

## 飯田市土地開発公社

資産の種類	取得原価 A	当期増加額 B	当期減少額 C	当期償却額 D
ソフトウェア	972,000	0	0	0
計	972,000	0	0	0

## 内 訳

資産の種類	取得原価 A	当期増加額 B	当期減少額 C	当期償却額 D
公社会計システム「公社管太郎」	972,000	0	0	0
小計	972,000	0	0	0

有形固定資産明細表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

当期減価償却額	減価償却累計額	差引期末残高	備考
0	0	0	
0	0	0	
66,000	436,999	55,001	
66,000	436,999	55,001	

当期減価償却額	減価償却累計額	差引期末残高	備考
0	161,999	1	
0	0	0	
66,000	275,000	55,000	
66,000	436,999	55,001	

無形固定資産明細表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

償却累計額 E	期末残高 A + B - C - E	備考
972,000	0	
972,000	0	

償却累計額 E	期末残高 A + B - C - E	備考
972,000	0	
972,000	0	

令和7年度 現金及び預金明細表

(単位：円)

科目	種類	金額(円)	摘要
現金		0	手許現金
預金	当座	0	
	普通	371,587,529	八十二長野銀行飯田支店 229,164,701
			飯田信用金庫本店 77,126,237
			みなみ信州農業協同組合 伊賀良支所 65,296,591
	通知	0	
定期	3,000,000	八十二長野銀行飯田支店 3,000,000	
計		374,587,529	

令和7年度 資本金明細表

(単位：円)

区分	出資団体	出資額	摘要
資本金	飯田市	3,000,000	

令和7年度 長期借入金明細表

(単位：円)

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高
みなみ信州 農業協同組合 伊賀良支所	0.28%	19,934,701	0	710,000	19,224,701
	0.31%	22,595,683	0	5,001,715	17,593,968
	0.27%	149,769,361	0	4,500,000	145,269,361
	0.29%	57,453,199	0	0	57,453,199
	0.35%	59,519,353	0	0	59,519,353
	0.34%	10,689,363	0	0	10,689,363
	0.39%	8,063,985	0	0	8,063,985
	1.90%	0	139,360,000	0	139,360,000
小計		328,025,645	139,360,000	10,211,715	457,173,930
飯田信用金庫 本店	0.53%	201,089,730	0	200,131,774	957,956
	0.59%	55,794,300	0	9,429,012	46,365,288
	0.54%	12,545,280	0	1,092,397	11,452,883
	0.67%	356,525,402	0	1,471,243	355,054,159
	0.78%	25,307,137	0	0	25,307,137
	1.03%	321,594	0	0	321,594
	0.97%	153,052,497	0	9,290,000	143,762,497
	0.98%	35,720,198	0	25,920,000	9,800,198
	0.99%	194,733,143	0	1,170,574	193,562,569
	0.93%	41,579,857	0	20,571,740	21,008,117
	0.91%	738,891	0	738,891	0
	0.82%	68,174,442	0	60,544,179	7,630,263
	1.00%	2,240,000	0	0	2,240,000
	1.12%	3,243,617	0	2,591,783	651,834
	1.04%	34,860,000	0	0	34,860,000
	1.05%	14,947,410	0	0	14,947,410
	1.19%	18,550,000	0	15,760,000	2,790,000
	1.25%	4,067,373	0	4,067,373	0
	1.40%	99,983,415	0	41,213,752	58,769,663
1.51%	25,734,929	0	25,734,929	0	
小計		1,349,209,215	0	419,727,647	929,481,568
合計		1,677,234,860	139,360,000	429,939,362	1,386,655,498



令和8年度

# 事業計画及び予算書

飯田市土地開発公社



# 令和8年度飯田市土地開発公社事業計画

令和8年度飯田市土地開発公社の事業計画は、次のとおりとする。

## 1 用地取得計画

### (1) 公有地取得事業

事業名等	主管部課等	区分	取得予定面積	予定金額	摘要
公有用地取得事業	リニア推進部ほか	用地等	1,000 m <sup>2</sup>	150,000 千円	用地・補償費 129,000 千円 造成及びその他経費 21,000 千円
代替地取得事業	リニア推進部ほか	用地等	1,920 m <sup>2</sup>	88,200 千円	用地 83,200 千円 造成及びその他経費 5,000 千円
計	—	—	2,920	238,200	—

### (2) 土地造成事業

事業名等	区分	取得予定面積	予定金額	摘要
宅地造成事業	用地及び造成	8,000 m <sup>2</sup>	83,000 千円	用地 70,000 千円 造成及びその他経費 13,000 千円
計	—	8,000	83,000	—

## 2 保有地売却計画

### (1) 公有地取得事業

事業名等	売却先等	区分	売却予定面積	売却予定金額	摘要
公有用地取得事業	飯田市	用地等	3,700 m <sup>2</sup>	494,700 千円	
代替地取得事業	事業関係者ほか	用地等	1,856 m <sup>2</sup>	78,100 千円	
計	—	—	5,556	572,800	—

### (2) 土地造成事業

事業名等	売却先等	売却予定面積	売却予定金額	摘要
宅地造成事業	事業者ほか	8,000 m <sup>2</sup>	83,800 千円	
計	—	8,000	83,800	—

# 令和8年度飯田市土地開発公社事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度飯田市土地開発公社の事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的收入及び支出)

第2条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	事業収益	656,600千円
第1項	公有地取得事業収益	572,800千円
第2項	土地造成事業収益	83,800千円
第2款	事業外収益	420千円
第1項	受 取 利 息	400千円
第2項	雑 収 益	20千円
第3款	特別利益	100千円
第1項	前期損益修正益	100千円
収 入 合 計		657,120千円
支		出
第1款	事業原価	648,600千円
第1項	公有地取得事業原価	565,600千円
第2項	土地造成事業原価	83,000千円
第2款	販売費及び一般管理費	1,820千円
第1項	販売費及び一般管理費	1,820千円
第3款	事業外費用	20千円
第1項	支 払 利 息	10千円
第2項	消 費 税	0千円
第3項	雑 損 失	10千円
第4款	特別損失	200千円
第1項	前期損益修正損	100千円
第2項	土 地 評 価 損	100千円
第5款	予備費	100千円
第1項	予 備 費	100千円
支 出 合 計		650,740千円
(収益的收入支出差引額)		6,380千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額629,700千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収		入	
第1款	資本的収入		203,000 千円
第1項	借入金	金	203,000 千円
収入合計			203,000 千円
支		出	
第1款	資本的支出		832,700 千円
第1項	公有地取得事業費		238,200 千円
第2項	土地造成事業費		83,000 千円
第3項	固定資産取得費		500 千円
第4項	借入金返還金		510,000 千円
第5項	予備費		1,000 千円
支出合計			832,700 千円

(借入金)

第4条 飯田市が債務保証する長期借入金又は短期借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予算の弾力運用)

第5条 業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合は、支出の予定額を超えて、増加する収入に相当する金額を支出することができるものとする。

(支出の特例)

第6条 現金の支出を伴わない経費等で必要がある場合は、支出の予定額を超えて支出できるものとする。

令和8年3月18日提出

飯田市土地開発公社  
理事長 高田 修



報告第17号

飯田清掃株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、飯田清掃株式会社の経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健



# 決算報告書

第55期

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

飯田清掃株式会社



## 事 業 報 告

第55期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の事業概要について、次のとおり報告いたします。

当社は、し尿くみ取り、浄化槽清掃及び浄化槽保守点検等の事業を通じ、地域における生活環境の保全と公衆衛生の向上に取り組んでおります。

まず、「し尿くみ取り事業」につきましては、飯田市における水洗化の進展に伴い、公共下水道等への接続や転出の影響により、くみ取り対象世帯は引き続き減少傾向にあります。当期におきましても世帯数は2,288世帯となり、前期と比較して102世帯減少いたしました。また、くみ取り本数についても前期比11,675本減少しており、今後も同様の傾向が継続するものと見込まれます。さらに、対象世帯が広範囲に点在していることや狭あいな道路事情といった地域特性により、業務効率の向上には一定の制約がある状況が続いております。

次に、「浄化槽清掃事業」につきましては、清掃実施基数は1,713基と前期比で僅かに減少し、清掃実施率も38.5パーセントと低調な状況が続いております。これは全国平均65.9パーセント（令和6年度清掃実施状況調査 環境省）を大きく下回る水準であり、適正な維持管理の重要性が改めて認識される結果となっております。加えて、長野県における実施率は29.6パーセントと、2年連続で全国最下位となっており、より実効性のある行政指導や対策の強化が望まれます。

一方、「保守点検受託事業」につきましては、当期から新たな受託を開始したことにより、事業規模が大きく拡大いたしました。これにより、主要事業の収益環境が厳しさを増す中であっても、全体の売上高の押し上げに寄与し、当社の安定した収益の柱として期待される結果となりました。

その他の事業につきましては、前期並みの規模を維持し、おおむね安定した推移となりました。なお、当期に更新を予定しておりましたバキュームカーについては、架装に時間を要したため、納車が次期へ持ち越しとなりました。

以上の結果、当期の経営成績につきましては、経常利益23,366,314円、当期純利益14,493,585円となり、24期連続で黒字決算を達成することができました。

当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にありますが、事業構造の変化に柔軟に対応しながら、引き続き経営基盤の強化に取り組み、将来にわたる安定経営の確立と、地域に不可欠な生活関連サービスの提供に努めてまいります。

（参考） 主要事業年次別営業推移（収益金額は、消費税込み金額）

区 分	第51期 (令和3年度)	第52期 (令和4年度)	第53期 (令和5年度)	第54期 (令和6年度)	第55期 (令和7年度)
し尿汲み 取り収益	360,696本 72,232,560円	346,207本 69,241,400円	323,339本 64,667,800円	306,386本 61,277,200円	294,711本 58,942,200円
浄化槽 清掃収益	1,667基 84,183,220円	1,693基 87,049,940円	1,450基 73,446,820円	1,718基 86,342,920円	1,713基 84,210,820円
浄化槽保守 点検収益	1,019件 8,519,500円	1,018件 8,524,560円	1,046件 8,818,700円	1,048件 8,769,860円	1,100件 9,494,100円
保守点検 受託収益	469件 1,805,650円	463件 1,790,470円	468件 1,800,150円	472件 1,818,300円	1,079件 7,503,100円
法定検査 収益	5,023件 14,772,491円	5,067件 15,032,313円	5,106件 15,130,379円	5,164件 15,114,455円	5,132件 15,081,594円
主要事業 合計	181,513,421円	181,638,683円	163,863,849円	173,322,735円	175,231,814円
経常利益	22,327,744円	14,668,381円	8,513,213円	12,878,477円	23,366,314円
当期純利益	16,327,744円	10,259,288円	5,195,030円	9,378,477円	14,493,585円
くみ取り料1本	@200円	@200円	@200円	@200円	@200円
清掃料1本	@230円	@230円	@230円	@230円	@230円

## 当社の概要

### (1) 株式の状況

(令和8年3月31日現在)

株主名	持株数	備考
飯田市	2,266株	
赤羽目金利	15株	
計	2,281株	

### (2) 役員の状況

(令和8年3月31日現在)

役職名	氏名	備考
取締役 (2人)	佐藤 健	代表取締役
	赤羽目 金利	専務取締役
監査役 (2人)	菅沼 良收	
	大蔵 雅彦	

### (3) 従業員の状況

(令和8年3月31日現在)

職種	人数	摘要
現場従業員	11人(2人)	男子 平均年令 48歳6か月
事務員	2人(1人)	女子 平均年令 51歳3か月
計	13人(3人)	従業員の平均在職年数 11年5か月

( )内は臨時職員の数

(4) 車両の状況 (令和8年3月31日現在)

車 種	トン数	台 数	備 考
バキューム車4,140	5トン	1台	
バキューム車3,400 から 3,600まで	4トン	5台	
バキューム車3,600	3.5トン	1台	
バキューム車3,000	3トン	2台	
バキューム車2,700	2トン	1台	
軽バン		3台	浄化槽管理、下水道検査
保有車両 計		13台	

購入車両 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)	
軽バン	2台
廃車車両 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)	
軽バン	1台
軽トラック	1台

# 貸借対照表

飯田清掃株式会社

令和8年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
<b>【 流 動 資 産 】</b>	<b>【 265,200,351 】</b>	<b>【 流 動 負 債 】</b>	<b>【 66,881,383 】</b>
現金及び預金	246,839,255	未払金	6,824,920
売掛金	9,297,300	前受金	52,912,057
未収入金	5,475,882	預り金	508,906
前払費用	3,587,914	法人税等充当金	6,635,500
<b>【 固 定 資 産 】</b>	<b>【 156,350,812 】</b>	<b>負 債 の 部 計</b>	<b>66,881,383</b>
（有形固定資産）	（ 77,003,496 ）	純 資 産 の 部	
建物	54,989,070		
建物付属設備	10,603,221		
構築物	6,916,810		
機械装置	11,151,905		
車両運搬具	94,755,464		
工具器具備品	6,412,261		
土地	46,587,904		
一括償却資産	971,467		
減価償却累計額	△155,384,606		
（無形固定資産）	（ 191,196 ）	<b>【 株 主 資 本 】</b>	<b>【 354,669,780 】</b>
電話加入権	111,845	[ 資 本 金 ]	[ 22,810,000 ]
ソフトウェア	79,351	[ 利 益 剰 余 金 ]	[ 331,859,780 ]
（投資その他の資産）	（ 79,156,120 ）	（その他の利益剰余金）	（ 331,859,780 ）
投資有価証券	48,120,993	別 途 積 立 金	40,000,000
長期前払費用	1,211,525	繰 越 利 益 剰 余 金	291,859,780
保証金	40,000	（うち当期純利益）	（ 14,493,585 ）
保険積立金	29,783,602	<b>純 資 産 の 部 計</b>	<b>354,669,780</b>
<b>資 産 の 部 計</b>	<b>421,551,163</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 の 部 計</b>	<b>421,551,163</b>

# 損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日

飯田清掃株式会社

至 令和8年3月31日

科 目	金	額
		円
<b>【売 上 高】</b>		
汲取収益	53,583,820	
浄化槽収益	76,555,291	
保守点検収益	8,631,000	
排水工事調査受託収益	1,435,910	
法定検査収益	13,710,540	
農集管理売上	1,690,000	
保守点検受託収益	6,821,000	
浄化槽事務手数料	1,646,491	164,074,052
<b>【売 上 原 価】</b>		
当期製品製造原価	115,728,731	
合 計	115,728,731	115,728,731
売上総利益		48,345,321
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		29,379,664
営業利益		18,965,657
<b>【営業外収益】</b>		
受取利息	519,919	
雑収入	3,926,102	4,446,021
<b>【営業外費用】</b>		
貸倒損失	45,364	45,364
経常利益		23,366,314
<b>【特 別 利 益】</b>		
固定資産売却益	127,271	127,271
税引前当期純利益		23,493,585
法人税等充当額		9,000,000
当期純利益		14,493,585

# 比 較 貸 借 対 照 表

飯田清掃株式会社

令和8年3月31日現在

資 産 の 部				
科 目	当期 (55期)	前期 (54期)	増 減	前期比
	円	円	円	%
<b>【 流 動 資 産 】</b>	<b>【 265,200,351 】</b>	<b>【 287,388,795 】</b>	<b>【 △ 22,188,444 】</b>	<b>【 92.3 】</b>
現金及び預金	246,839,255	269,448,140	△ 22,608,885	91.6
売掛金	9,297,300	8,596,600	700,700	108.2
未収入金	5,475,882	5,478,109	△ 2,227	100.0
前払費用	3,587,914	3,865,946	△ 278,032	92.8
<b>【 固 定 資 産 】</b>	<b>【 156,350,812 】</b>	<b>【 117,609,112 】</b>	<b>【 38,741,700 】</b>	<b>【 132.9 】</b>
(有形固定資産)	( 77,003,496 )	( 80,317,049 )	( △ 3,313,553 )	( 95.9 )
建物	54,989,070	54,989,070	0	100.0
建物付属設備	10,603,221	10,603,221	0	100.0
構築物	6,916,810	6,916,810	0	100.0
機械装置	11,151,905	11,151,905	0	100.0
車両運搬具	94,755,464	94,128,010	627,454	100.7
工具器具備品	6,412,261	6,412,261	0	100.0
土地	46,587,904	46,587,904	0	100.0
一括償却資産	971,467	42,334	929,133	2294.8
減価償却累計額	△155,384,606	△150,514,466	△ 4,870,140	96.9
(無形固定資産)	( 191,196 )	( 244,096 )	( △ 52,900 )	( 78.3 )
電話加入権	111,845	111,845	0	100.0
ソフトウェア	79,351	132,251	△ 52,900	60.0
(投資その他の資産)	( 79,156,120 )	( 37,047,967 )	( 42,108,153 )	( 213.7 )
投資有価証券	48,120,993	6,003,300	42,117,693	801.6
長期前払費用	1,211,525	1,903,825	△ 692,300	63.6
保証金	40,000	40,000	0	100.0
保険積立金	29,783,602	29,100,842	682,760	102.3
資 産 の 部 計	421,551,163	404,997,907	16,553,256	104.1

負債の部				
科目	当期 (55期)	前期 (54期)	増 減	前期比
	円	円	円	%
【 流動負債 】	【 66,881,383 】	【 64,821,712 】	【 2,059,671 】	103.2
未払金	6,824,920	7,882,650	△ 1,057,730	86.6
前受金	52,912,057	53,002,006	△ 89,949	99.8
預り金	508,906	389,256	119,650	130.7
法人税等充当金	6,635,500	3,547,800	3,087,700	187.0
負債の部計	66,881,383	64,821,712	2,059,671	103.2
純資産の部				
【 株主資本 】	【 354,669,780 】	【 340,176,195 】	【 14,493,585 】	104.3
【 資本金 】	【 22,810,000 】	【 22,810,000 】	【 0 】	100.0
【 利益剰余金 】	【 331,859,780 】	【 317,366,195 】	【 14,493,585 】	104.6
(その他利益剰余金)	( 331,859,780 )	( 317,366,195 )	( 14,493,585 )	104.6
別途積立金	40,000,000	40,000,000	0	100.0
繰越利益剰余金	291,859,780	277,366,195	14,493,585	105.2
純資産の部計	354,669,780	340,176,195	14,493,585	104.3
負債・純資産の部計	421,551,163	404,997,907	16,553,256	104.1

# 比 較 損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日

飯田清掃株式会社

至 令和8年3月31日

科 目	当期 (55期)	前期 (54期)	増 減	前期比
	円	円	円	%
<b>【売 上 高】</b>	<b>【 164,074,052 】</b>	<b>【 162,622,815 】</b>	<b>【 1,451,237 】</b>	<b>【 100.9 】</b>
汲取収益	53,583,820	55,706,545	△ 2,122,725	96.2
浄化槽収益	76,555,291	78,493,565	△ 1,938,274	97.5
保守点検収益	8,631,000	7,972,600	658,400	108.3
排水工事調査受託収益	1,435,910	1,649,700	△ 213,790	87.0
法定検査収益	13,710,540	13,794,958	△ 84,418	99.4
農集管理売上	1,690,000	1,754,628	△ 64,628	96.3
保守点検受託収益	6,821,000	1,653,000	5,168,000	412.6
浄化槽事務手数料	1,646,491	1,597,819	48,672	103.0
<b>【売 上 原 価】</b>	<b>【 115,728,731 】</b>	<b>【 127,614,854 】</b>	<b>【 △ 11,886,123 】</b>	<b>【 90.7 】</b>
当期製品製造原価	115,728,731	127,614,854	△ 11,886,123	90.7
合 計	115,728,731	127,614,854	△ 11,886,123	90.7
売上総利益	48,345,321	35,007,961	13,337,360	138.1
<b>【販売費及び一般管理費】</b>	<b>【 29,379,664 】</b>	<b>【 25,756,186 】</b>	<b>【 3,623,478 】</b>	<b>【 114.1 】</b>
営業利益	18,965,657	9,251,775	9,713,882	205.0
<b>【営業外収益】</b>	<b>【 4,446,021 】</b>	<b>【 3,626,702 】</b>	<b>【 819,319 】</b>	<b>【 122.6 】</b>
受取利息	519,919	117,033	402,886	444.2
雑収入	3,926,102	3,509,669	416,433	111.9
<b>【営業外費用】</b>	<b>【 45,364 】</b>	<b>【 0 】</b>	<b>【 45,364 】</b>	<b>-</b>
貸倒損失	45,364	0	45,364	-
経常利益	23,366,314	12,878,477	10,487,837	181.4
<b>【特別利益】</b>	<b>【 127,271 】</b>	<b>【 0 】</b>	<b>【 127,271 】</b>	<b>-</b>
固定資産売却益	127,271	0	127,271	-
税引前当期純利益	23,493,585	12,878,477	10,615,108	182.4
法人税等充当額	9,000,000	3,500,000	5,500,000	257.1
当期純利益	14,493,585	9,378,477	5,115,108	154.5

## 販売費及び一般管理費内訳書

自 令和7年4月1日

飯田清掃株式会社

至 令和8年3月31日

科 目	金	額
		円
役員報酬	3,570,000	
給 料	5,992,200	
手 当	3,897,215	
法定福利費	2,123,889	
福利厚生費	107,302	
退職金共済掛金	280,080	
広告宣伝費	4,000	
支払手数料	3,130,675	
水道光熱費	399,223	
事務消耗品費	863,013	
保 険 料	420,724	
租税公課	589,884	
減価償却費	2,239,897	
接待交際費	55,036	
旅費・交通費	12,000	
通 信 費	416,743	
諸 会 費	886,395	
燃 料 費	153,844	
会 議 費	153,188	
賃 借 料	408,000	
研 修 費	58,727	
雑 費	3,617,629	
合 計		29,379,664

# 製造原価報告書

自 令和7年4月1日

飯田清掃株式会社

至 令和8年3月31日

科 目	金 額	
		円
<b>【労 務 費】</b>		
給 料	40,044,000	
手 当	21,955,637	
法定福利費	10,417,473	
福利厚生費	608,940	
退職金共済掛金	2,760,000	75,786,050
<b>【投 入 料】</b>		18,920,037
<b>【製 造 経 費】</b>		
燃 料 費	5,665,836	
消耗品費	3,219,247	
支払保険料	2,785,153	
修 繕 費	3,404,263	
租税公課	625,800	
事務消耗品費	68,499	
減価償却費	5,133,627	
支払手数料	111,709	
雑 費	8,510	21,022,644
当期総製造費用		115,728,731
合 計		115,728,731
当期製品製造原価		115,728,731

## 監査報告

私監査役は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第55期事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及び附属明細書を監査しました結果、適法かつ正確であることを認めます。

令和8年5月15日

監査役 菅沼 良收

監査役 大蔵 雅彦

## 1 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前事業年度	増加	減少	当事業年度
普通株式	2,281	0	0	2,281

## 2 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿額	当期償却額	当期償却累計額	差引期末残高
有形固定資産	建物	54,989,070	0	0	54,989,070	958,600	34,163,275	20,825,795
	附属設備	10,603,221	0	0	10,603,221	587,719	7,399,981	3,203,240
	構築物	6,916,810	0	0	6,916,810	166,822	6,161,324	755,486
	機械装置	11,151,905	0	0	11,151,905	0	11,151,905	0
	車輛運搬具	94,128,010	2,549,873	1,922,419	94,755,464	5,008,640	90,237,637	4,517,827
	工具器具備品	6,412,261	0	0	6,412,261	70,776	6,270,484	141,777
	土地	46,587,904	0	0	46,587,904	0	0	46,587,904
	一括償却資産	42,334	1,457,200	528,067	971,467	528,067	0	971,467
	計	230,831,515	4,007,073	2,450,486	232,388,102	7,320,624	155,384,606	77,003,496
無形固定資産	電話加入権	111,845	0	0	111,845	0	0	111,845
	ソフトウェア	132,251	0	52,900	79,351	52,900	2,593,149	79,351
	計	244,096	0	52,900	191,196	52,900	2,593,149	191,196

## 3 取締役及び監査役に支払った報酬の金額

(単位：円)

区分	支払人員	支払額	摘要
取締役	2人	3,430,000	
監査役	2人	140,000	
計	4人	3,570,000	

## 株主資本等変動計算書

飯田清掃株式会社

自 令和7年4月1日  
至 令和8年3月31日

(単位：円)

	株主資本						評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式				株主資本 合計
		資本準備金	他資本剰余金	利益準備金	他利益剰余金					
前期末残高	22,810,000				317,366,195		340,176,195		340,176,195	
当期変動額										
当期純利益					14,493,585		14,493,585		14,493,585	
当期変動額合計					14,493,585		14,493,585		14,493,585	
当期末残高	22,810,000				331,859,780		354,669,780		354,669,780	

(単位：円)

	利益剰余金の内訳		
	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
前期末残高	40,000,000	277,366,195	317,366,195
当期変動額			
当期純利益		14,493,585	14,493,585
当期変動額合計		14,493,585	14,493,585
当期末残高	40,000,000	291,859,780	331,859,780



# 事業計画書

第56期

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

飯田清掃株式会社



## 事業計画

当社の第56期（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）の事業計画については、次のとおりです。

### 1 営業計画

#### (1) 事業の内容

第56期においては、次に掲げる内容の事業を行うことを予定しています。

- ア し尿のくみ取り及び運搬
- イ 浄化槽の清掃
- ウ 浄化槽の保守点検管理代行業務
- エ 下水排水設備工事調査
- オ 浄化槽法定検査
- カ 浄化槽保守管理業務受託

#### (2) 事業の量

第56期において行う事業量は、次のように見込んでいます。

- ア し尿のくみ取り及び運搬に係る事業量等
  - (ア) し尿のくみ取り及び運搬量 280,000本（1本は18リットル）
  - (イ) し尿のくみ取り及び運搬について当社を利用する一般家庭戸数 2,200戸
- イ 浄化槽清掃の基数 1,730基
- ウ 浄化槽保守点検管理代行業務件数 1,100件
- エ 下水排水設備工事調査件数 350件
- オ 浄化槽法定検査件数 5,150件
- カ 浄化槽保守管理業務受託件数 1,080件

### 2 営業日数等

第56期において当社が営業を行う日数等は、次のように予定しています。

- (1) 営業を行う日数 240日
- (2) 営業を行う時間 1,800時間



報告第18号

株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健



# 決 算 報 告 書

第 2 8 期

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

株式会社 飯田健康温泉

# 営業の報告

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第28期の営業状況について、次のとおり報告します。

## 1 概要説明

株式会社飯田健康温泉は、飯田市が設置した飯田市健康増進施設（以下「施設」といいます。）について、地方自治法第244条の2第3項の規定によりその管理を行うべく、指定管理者として指定された第三セクターです。

当施設は優れた泉質と豊富な湯量の温泉による露天風呂付き温泉、運動や歩行が可能な温泉プールをはじめ、各種運動に使える多目的ホールなどを備えています。これらを活用した水中運動教室及び床運動教室を実施しており、教室と併せて看護師による健康相談を行うことで、お客様の健康増進に寄与しています。

また、木質ペレットボイラー、太陽光発電設備、LED照明など、環境負荷の低減に資する設備を導入することで、環境文化都市にふさわしい施設運営にも取り組んでいます。

施設では館内の清掃はもとより、浴槽の温泉水の入れ替えを毎日行い、利用者に気持ち良く使っていただけるよう配慮しています。

また、感染症対策として、消毒器具の設置、こまめな館内の消毒、換気を徹底しています。

従業員全員が豊富な社会経験を接客に生かしており、多客時の接客、応援なども臨機応変に対応することができています。

## 2 今期の状況

### (1) アクションプランによる取組

コロナ禍以降続いてきた厳しい経営状況を改善するため、令和6年度に策定した経営計画書とアクションプランに基づき「来てくれたお客様を元気にする健康温泉施設」を目指す姿に取組を進めました。

### (2) 新そばまつりをはじめとした各種イベントの実施

令和7年11月22日に松尾地区と協力して「松尾祭り・ほっ湯マルシェ」を開催しました。株式会社飯田健康温泉からは、中学生以下に温泉プールの無料開放などの施設開放、及びフラダンス教室生徒による発表などを行いました。

12月6日には、昨年に続き6回目となる新そばまつりを開催し、入場券1枚と2人前のお持ち帰りのセットを計100枚（200食）販売しました。

12月25日及び26日にはりんご風呂、令和8年1月3日の新年最初の営業日にはタオルやミカンの配布を実施して来場者へのPRに努めました。

また、2月から3月には、松尾地区内の保育園及び幼稚園の3園の卒園児、延べ95名の卒園児の無料招待を実施しました。

## 3 施設の利用状況

### (1) 営業日数及び入場者数

今期は320日間営業しました。延べ入場者数は108,493人、1日平均339人となり、目標とした108,000人を達成することができました。また、前期及び前々期との比較で1日平均入場者数は増加しました。

・前期：営業日数 270日間（2か月休業）、87,386人、1日平均は324人

・前々期：営業日数 328日間、99,370人、1日平均は303人

### 令和7年度 飯田市健康増進施設 月別入場者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
営業日数	26	28	25	28	28	26	28	28	26	26	25	26	320
入場者数	8,369	9,269	7,489	8,224	9,860	8,148	8,874	9,352	9,574	10,284	9,340	9,710	108,493
1日平均入場者数	322	331	300	294	352	313	317	334	368	396	374	373	339

参考：開業以来の入場者数 3,470,524人（令和8年3月31日現在）

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行した令和5年度から入場者数は回復傾向にありましたがコロナ前の水準には戻っておらず、1日当たり入場者数を平成31年度（令和元年度）と比較すると、26人（約7%）の減少となっています。

#### 過去7年間の入場者数及び平成31年度との比較

	年間入場者数 (人)	年間営業日数 (日)	1日当たり入場者	
			入場者数 (人)	対31年度/元年度 増減率
平成31/令和元年度	125,975	345	365	100.0%
令和2年度	73,557	263	280	76.7%
令和3年度	74,980	248	302	82.7%
令和4年度	98,170	340	289	79.2%
令和5年度	99,370	328	303	83.0%
令和6年度	87,386	270	324	88.8%
令和7年度	108,493	320	339	92.9%

- (2) 食堂利用状況（麺類11種類、御飯類4種類、飲物、おつまみ等を提供）  
食堂の売上高は8,676,146円で、前期と比べて約290万円の増収でした。
- (3) 自動販売機利用状況（ジュース類3台）  
自動販売機の売上高は1,033,758円で、前期と比べて約24万円の増収でした。

## 4 水中運動教室及び床運動教室の開催状況

施設で開講している水中運動教室や床運動教室では、お客様の様々な需要に応じた教室を設けています。

運動教室の受講者は、水中運動6,854人、床運動4,463人で年間計11,317人の利用があり、休業期間の無かった前々期比では2.2%減と僅かに減少しており、新規受講者確保のための方策を検討していくことが課題です。

なお、運動教室に併せて看護師が行っている健康相談の実績件数は9,669件で2.0%増加でした。

## 5 施設管理の状況

### (1) 施設の修繕等

経年劣化による配管修繕、ペレットボイラー部品交換及び天井修繕など軽微な修繕の多数実施により施設の機能維持に努めました。

### (2) 日常管理

浴室及び脱衣室に関しては温泉の温度管理を精度の高い自動制御装置を導入しています。浴槽の温泉の入替えは毎日行っています。清掃は毎日営業前、営業中及び営業後に従業員が適切な方法で実施し、また、定期的に専門業者へ委託して行っています。

運動浴槽（プール）に関しては温泉の入替えを定期に実施し、可動床の上部から下部まで

清掃をすることで、清潔な水質を維持して水中運動等にご利用いただけるよう努めています。

休憩スペース、多目的ホール及び会議室は営業開始前に清掃し、営業中も巡回して利用者がいつも快適に過ごせるよう、クリーンな環境づくりに努めています。

源泉設備及び機械室は専門業者に委託し定期的にメンテナンスしています。また、日常点検は従業員が漏れなく実施し、設備を適切に操作して運用し、利用者にご不便をおかけしないよう細心の注意を払っています。

浄化槽、防災施設、地下タンク、高圧電気設備、自動車等の維持管理は法令遵守に心がけ、義務付けられている点検や整備は遅滞なく実施しています。経年劣化等の状況変化に対応すべく、日々の保守管理を欠かさないようにしています。

## 6 損益計算状況

今期の売上高は対前期29.3%、16,521千円増の72,960千円、売上総利益は対前期29.0%、13,407千円増の59,608千円と、いずれも前期から営業日数が50日増加したことにより増収増益となりました。

食堂利用は売上高が2,901千円増加に対し食材等仕入高は1,247千円増加、運動教室収入は1,744千円増加に対し講師料支出は1,511千円増加と、いずれも支出を収入の増加以下に抑えることができました。

販売費及び一般管理費は、営業日数が50日増加したにも関わらず対前期5.1%、3,208千円増加に抑えた66,154千円となりました。人件費においては派遣スタッフを取りやめたことによる1,586千円の減少が大きいところです。

過去7年間の販売費及び一般管理費  
並びに人件費及び水道光熱費の推移

	販売費及び一般管理費（千円）		
		うち 人件費	うち 水道光熱費
平成31/令和元年度	60,540	28,233	19,524
令和2年度	50,665	25,032	14,366
令和3年度	53,087	27,084	14,848
令和4年度	58,419	26,444	21,205
令和5年度	61,120	28,631	20,581
令和6年度	62,945	29,219	20,064
令和7年度	66,154	30,653	22,566

営業外収益として飯田市からの指定管理料7,088千円を計上しているところではありますが、経常収益は931千円で令和2年度以降初の黒字計上をしました。

## 7 施設の概要

### (1) 施設の規模

ア 敷地面積 2,972.52㎡

イ 建物延床面積 1,736.7㎡

### (2) 主な設備

ア 浴室、露天風呂、脱衣ロッカー（280人分）

イ 可動床を備えた運動浴槽（広さ20m×8m、水深0.3mから1.1mまで）

ウ 歩行浴槽（広さ15m×2m、水深1.0m）

エ ジャグジー、リフト付き浴室

オ 多目的ホール、研修室、会議室

カ 軽食堂、昼休憩室、交流スペース

- キ ペレットボイラー、太陽光発電設備
- ク 井戸
- (3) 源泉名  
松尾水神温泉（掘削深度 1,700m、泉温 39.6℃）
- (4) 泉質  
水素イオン濃度 ph10.13のアルカリ性単純泉（アルカリ性低張性温泉）

## 8 株式会社飯田健康温泉の概要

以下、今期末（令和8年3月31日時点）の状況

### (1) 株式の状況

ア 発行済みの株式の総数 200株

イ 株主、持株数等

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
飯田市	100	50.0
鋤柄 全	19	9.5
鋤柄 富男	15	7.5
齊藤 徹	15	7.5
小澤 千亮	15	7.5
今村 昭一	15	7.5
萩原 茂	15	7.5
加藤 千寿子	6	3.0
合計	200	100.0

### (2) 役員

役職名	氏名
代表取締役社長	鋤柄 全
取締役	鋤柄 富男
取締役	齊藤 徹
取締役	小澤 千亮
取締役	今村 昭一
取締役	萩原 茂
取締役	高田 修
監査役	宮澤 直人
監査役	松島 基喜

### (3) 従業員の状況

従業員数等	常勤の男子（支配人を含む。）	6人	計 19人
	非常勤の男子	1人	
	常勤の女子	12人	

# 貸借対照表

令和8年3月31日現在

株式会社 飯田健康温泉

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	今期決算額	前期決算額	科 目	今期決算額	前期決算額
	円	円		円	円
<b>【流動資産】</b>	25,336,748	22,436,452	<b>【流動負債】</b>	10,538,240	7,509,942
現金・預金	23,005,146	20,147,675	買掛金	3,876,946	3,464,270
売掛金	1,095,600	881,200	未払金	863,650	534,943
棚卸資産	1,021,383	963,396	未払費用	0	0
前払費用	59,400	52,800	未払法人税等	71,000	71,000
繰延税金資産	6,516	2,495	未払消費税等	1,780,100	0
未収入金	66,120	217,211	前受金	3,789,800	3,265,180
立替金	0	175,450	預り金	156,744	174,549
仮払金	87,096	0	仮受金	0	0
貸倒引当金	△ 4,513	△ 3,775	リース未払金	0	0
<b>【固定資産】</b>	6,769,546	5,781,312	<b>【固定負債】</b>	0	0
(有形固定資産)	6,662,890	5,684,408	長期リース未払金	0	0
建物	19,829	49,884	<b>【引当金】</b>	0	0
構築物	1,076,274	1,347,401	<b>負債の部 合計</b>	<b>10,538,240</b>	<b>7,509,942</b>
機械・装置	1,375,676	1,888,985	<b>純 資 産 の 部</b>		
工具・器具・備品	3,085,946	1,145,041	<b>【株主資本】</b>	21,568,054	20,707,822
建物附属設備	877,286	994,673	資本金	10,000,000	10,000,000
リース資産	0	0	資本剰余金	0	0
一括償却資産	227,879	258,424	利益剰余金	11,568,054	10,707,822
(無形固定資産)	96,904	96,904	(利益準備金)	2,500,000	2,500,000
電話加入権	96,904	96,904	(その他利益剰余金)	9,068,054	8,207,822
(投資その他の資産)	9,752	0	別途積立金	15,666,000	15,666,000
預託金	0	0	役員退職積立金	330,000	330,000
長期前払費用	9,752	0	繰越利益剰余金	△ 6,927,946	△ 7,788,178
<b>【繰延資産】</b>	0	0	<b>純資産の部 合計</b>	<b>21,568,054</b>	<b>20,707,822</b>
<b>資産の部 合計</b>	<b>32,106,294</b>	<b>28,217,764</b>	<b>負債・純資産の部 合計</b>	<b>32,106,294</b>	<b>28,217,764</b>

# 損益計算書

自 令和7年4月1日  
至 令和8年3月31日

株式会社 飯田健康温泉

科 目	今 期 決 算 額		前 期 決 算 額	
『経常損益の部』 (営業損益の部)	円		円	
【売上高】				
温泉施設利用料	54,237,287		42,653,852	
食堂売上高	8,676,146		5,775,077	
販売機等手数料収入	1,033,758		794,094	
教室収入	9,013,325	72,960,516	7,269,322	56,492,345
売上値引・戻り高	0	72,960,516	△ 52,909	56,439,436
【売上原価】				
期首棚卸高		579,056		345,553
商品仕入高	564,716		605,790	
食材等仕入高	4,735,721		3,488,417	
支払手数料等	7,889,038	13,189,475	6,377,609	10,471,816
合計		13,768,531		10,817,369
期末棚卸高		416,349		579,056
売上総利益		59,608,334		46,201,123
【販売費及び一般管理費】				
販売費・一般管理費	66,153,521	66,153,521	62,945,313	62,945,313
営業利益(損失)		△ 6,545,187		△ 16,744,190
(営業外損益の部)				
【営業外収益】				
受取利息割引料		42,567		16,329
貸倒引当金戻入額		0		0
雑収入		7,433,852		6,237,503
【営業外費用】				
繰延資産償却		0		0
経常利益		931,232		△ 10,490,358
『特別損益の部』				
【特別利益】				
貸倒引当金戻入額		0		4,640
役員退職積立金戻入		0		278,000
【特別損失】				
固定資産売却・除却損		0		1
役員退職金		0		278,000
税引前当期純利益		931,232		△ 10,485,719
法人税、住民税及び事業税		71,000		71,000
法人税等調整額		71,000		0
当期純利益		860,232		△ 10,556,719

# 販売費及び一般管理費内訳書

自 令和7年4月1日  
至 令和8年3月31日

株式会社 飯田健康温泉

科 目	今 期 決 算 額	前 期 決 算 額
	円	円
販 売 員 給 与	26,122,742	22,411,769
広 告 宣 伝 費	453,943	473,668
厨 房 用 消 耗 品 費	222,549	267,242
環 境 整 備 費	2,877,230	3,160,190
賃 借 料	114,000	114,000
自 動 車 費	110,819	171,357
役 員 報 酬	340,000	640,000
従 業 員 賞 与	1,450,000	1,275,000
法 定 福 利 費	2,052,749	2,499,093
厚 生 費	687,523	806,617
派 遣 人 件 費	0	1,586,824
減 価 償 却 費	1,412,673	1,429,385
リ ー ス 料	1,000,387	916,487
地 代 家 賃	97,479	97,479
修 繕 費	579,174	588,439
事 務 用 消 耗 品 費	286,970	295,236
通 信 交 通 費	309,698	294,789
水 道 光 熱 費	22,566,450	20,064,029
租 税 公 課	65,300	71,900
寄 付 金	41,000	16,000
接 待 交 際 費	257,090	146,426
保 険 料	208,290	160,470
備 品 消 耗 品 費	724,945	279,074
管 理 諸 費	3,655,831	4,405,712
会 議 打 ち 合 わ せ 費	46,702	40,871
貸 倒 償 却	738	0
雑 費	469,239	733,256
合 計	66,153,521	62,945,313

# 監査報告

第28期事業年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表を監査した結果、適法に処理、記載されていると認める。

令和8年5月8日

株式会社 飯田健康温泉

監査役 宮澤 直人

監査役 松島 基喜



# 事業計画書

第29期

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

株式会社 飯田健康温泉

# 株式会社飯田健康温泉 事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの第29期の事業について、次のとおり計画します。

## 1 方針

経営計画（令和6年度策定）における、「来てくれたお客様を元気にする温泉健康施設」を目指す姿として、社員同士はもちろん、地域、飯田市などといった関係機関と課題を共有し一丸となって知恵を出し合い、施設運営にあたってまいります。

入場者数の回復にはなお時間がかかるものと予想されますが、適時のイベント実施、インスタグラム等による情報発信の強化といった施策を打ち、改めて地域社会における認知度を上げるべく行動していきます。

また、施設の指定管理者として、飯田市が取り組む住民の健康増進に寄与すべく、安全でお客様が安心して利用できる維持及び管理に努めてまいります。

## 2 事業計画

(1) 経営計画に基づき、次のことに取り組みます。

ア 経営陣から社員とのコミュニケーションを積極的に行い、施設の目指す姿や課題を共有することで、明るい職場づくりに努めます。

イ 運動教室の利用者増、食堂の利用者増に向けて、内容の見直しを検討していきます。

ウ 施設の認知度を上げるため、インスタグラム等のSNSを活用します。またチラシやパンフレットを整備して回覧、配布等を行います。

エ 業務マニュアルの整備及び更新、専門技術の共有などを行うことで、従業員の育成と今後採用した職員の定着に繋がります。

オ シフト制による勤務体制で従業員が日常的に集まることができない性質上、連絡メモや定期的な打ち合わせを活用することで情報を共有し、円滑な運営に努めます。

カ これらの営業活動の展開、運営方法の改善を継続し、経費削減にも取り組むことで、営業収支ベースで0円まで改善することを目指します。

(2) 以下の内容について、引き続き取り組みます。

ア 従業員の接客サービス及びマナーの向上並びに非常時における対応の訓練、救急救命技術習得などにより、施設の利用に係る安心と安全の向上を図ります

イ 看護師による利用者の健康相談を行うことで、お客様の健康管理に寄与します。

ウ 直売の季節野菜・果物等を充実させるため、生産者の情報収集に努め、新鮮かつ安価、要望のある商品の提供と、出荷頂く方々の増加を図ります。

エ 松尾地区まちづくり委員会等の地域団体との連携により、多目的ホール、会議室、松尾天竜グラウンドの有効活用を考慮しながら事業を進めます。

オ そば祭りなどのイベントを継続して開催するとともに、新規のイベントについても検討し、利用者に親しまれる施設を目指します。

カ 社会貢献及び善意事業として、無料招待、無料開放、無料入場券の配布等を実施します。

(3) 施設の環境保全に関して、次のことを行います。

ア 定期的に水質検査を実施し、レジオネラ菌その他の雑菌は滅菌し排除します（法令に基づく浴槽水の衛生管理に留意し、貯湯タンクの清掃の際の洗浄殺菌剤の投与、運動浴槽の定期的な清掃及び殺菌の管理を厳重に行い、常に清潔かつ安全な温泉水を維持します）。

イ 露天風呂、休憩スペースなどの衛生管理を徹底します。

ウ 施設の点検を適切に行い、修理及び老朽化について早期に、かつ、計画的に対応します。

報告第19号

一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類の提出  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

令和8年5月29日報告

飯田市長 佐藤 健



令和7年度

事業報告及び決算報告書

一般財団法人 飯田勤労者共済会

## 1 事業総括

当共済会は、昭和53年の創設以来、飯伊地域の事業所で働く勤労者及び事業主に対する福利厚生事業を実施することで、中小企業の振興と地域社会の発展に寄与してまいりました。

令和7年度においても、燃料や食料品の物価高に賃金の上昇が追いつかず苦しい家計状況が続く中、会員の生活における健康維持や余暇活動の支えとなるよう、さまざまな事業を展開してまいりました。

助成事業では「芸術鑑賞助成」や「ツアー参加助成」の利用者が前年度よりも大きく増加し、また令和7年度限定で実施した「大阪・関西万博観覧助成」も予想を上回る183名の申請がありました。「人間ドック受診料」や「インフルエンザ予防接種費用」の助成は前年同様多くの会員の方に申請をいただいています。

チケット等のあっせん事業では「温泉入浴回数券」や「アクアパーク I I D A」の利用者が大きく増加いたしました。

主催事業では、41回目を迎えた伝統ある「ソフトボール大会」は募集を上回るチームの申し込みがあったほか、「ゴルフコンペ」や「ボウリング交流事業」も計画通り実施されました。また「美食ディナー」や「お菓子作り体験教室」、3年目となる「蔵を知り、酒を愉しむ」など食に関する事業も好評で昨年度より大幅に参加者が増えています。「お楽しみ抽選会」は前年度より当選人数を増やして実施し、好評を博しました。

会員数については、加入推進員等と連携するとともに、様々な媒体を利用した広告を行い、また初の試みとして飯田商工会議所の会報配布時にリーフレットを同封いただくなど加入促進の強化に取り組みました。年度途中200名近い会員数の事業所の退会があるなど、加入事業所数、会員数ともに年度当初の数字を下回ることとなりましたが、14,000人近い会員数と全国的にも高い事業所加入率は保っています。

会員の皆様が共済会の給付事業をより利用しやすく、また会員であることに満足感を得ていただくことが会員の確保に繋がると考え、令和8年度から若年層の会員に対しての給付を手厚くしたり、助成金の申請方法を分かりやすく見直すなど、更なるサービスの向上に向けて協議を行ってまいりました。

### (1) 現状と主な取組

ア 令和8年4月1日現在の共済会加入事業所は1,399事業所、会員数は13,705人となっています。

イ 通常の加入推進活動に加え8月から10月までを加入推進強化月間として、理事をはじめ関係する皆さんと協力して加入推進を行いました。

また、地元新聞や市町村広報誌への広告掲載、地元FMラジオによる広報やバナー広告、YouTube広告、商工会議所会報へのリーフレットの同封など、幅広く宣伝活動を行いました。

ウ 会報「共済会だより」を年7回発行し、会員へ情報提供を行い、各種事業への参加を呼びかけました。

### (2) 実施した事業

ア 共済金給付事業

イ スポーツ観戦、芸術鑑賞、大阪・関西万博観覧、スキルアップ研修等への助成の実施

- ウ 各種イベントへの参加やテーマパークの利用への助成の実施
- エ お楽しみ大抽選会、各種スポーツ大会、定年準備セミナー、美食ディナー、お菓子作り体験教室等の主催事業の実施
- オ 地元日帰り温泉施設や飯田文化会館事業のチケット等のあっせん
- カ 指定割引施設の拡充に向けた取組

## 2 会員

	R8. 4. 1 現在	R7. 4. 1 現在	増 減	増減率	増減内訳	
					入会	脱会
事業所数	1,399所	1,431所	△ 32所	△ 2.24%	9所	41所
会 員 数	13,705人	13,936人	△ 231人	△ 1.66%	1,086人	1,317人

### 3 共済事業

共 済 事 由		件数(件)	独自給付(円)	全労済協会等 給付(円)	合計(円)	
祝 金	地元定着促進就職祝金	3	30,000	-	30,000	
	新卒者地元就職祝金	70	700,000	-	700,000	
	結 婚 祝 金	114	1,140,000	-	1,140,000	
	銀 婚 祝 金	105	1,050,000	-	1,050,000	
	金 婚 祝 金	31	310,000	-	310,000	
	出 生 祝 金	175	1,750,000	-	1,750,000	
	小 学 校 入 学 祝 金	294	2,352,000	-	2,352,000	
	中 学 校 入 学 祝 金	416	3,328,000	-	3,328,000	
慰 労 金	50歳以上 退職慰労金	会員期間7年～15年未満	92	920,000	-	920,000
		会員期間15年以上	197	3,940,000	-	3,940,000
見 舞 金	傷病見舞金	休業連続14日以上	68	544,000	-	544,000
		休業連続30日以上	157	1,570,000	-	1,570,000
特 別 給 付 金	70歳特別給付金		155	465,000	-	465,000
	第2号会員特別給付金		38	304,000	-	304,000
	高齢者記念品	71歳以上	1,454	1,817,500	-	1,817,500
死 亡 見 舞 金	会 員 死 亡		34	3,400,000	-	3,400,000
	配 偶 者 死 亡		20	600,000	-	600,000
	子 供 死 亡		6	60,000	-	60,000
	親 死 亡		493	2,958,000	-	2,958,000
重 度 障 害 見 舞 金		-	-	-	-	
住 宅 災 害 保 険 金	【火災等による】 会員の居住する建 物・家財の損害の程 度が右の割合となっ た場合	50%以上	2	-	200,000	200,000
		30%以上50%未満	-	-	-	-
		20%以上30%未満	-	-	-	-
		20%未満	2	-	40,000	40,000
	【自然災害による】 会員の居住する建物 の損害の程度が右の 割合となった場合	70%以上	-	-	-	-
		20%以上70%未満	-	-	-	-
		20%未満	-	-	-	-
		会員の居住する建物の床上浸水	-	-	-	-
住宅災害による会員の同居親族の死亡		-	-	-	-	
健 康 管 理 給 付 金	40歳		239	1,434,000	-	1,434,000
	50歳		382	2,292,000	-	2,292,000
	60歳		278	1,668,000	-	1,668,000
合 計		4,825	32,632,500	240,000	32,872,500	

#### 4 受託事業

飯田市勤労者福祉センター受付等業務 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 5 会議

- (1) 理事会 2回開催 5月2日、3月10日
- (2) 定時評議員会 1回開催 5月29日
- (3) 臨時評議員会 1回開催 3月19日
- (4) あり方研究委員会 2回開催 11月11日、2月6日

#### 6 加入促進

- (1) 各町村1名の加入推進員の委嘱による未加入事業所の紹介、勧誘
- (2) 加入推進強化月間（8月から10月まで）の実施
- (3) 新聞、地域情報誌、市町村広報誌、地元FMラジオ、バナー広告、Y o u T u b e 広告等による広告宣伝の実施
- (4) 飯田商工会議所会報へのリーフレットの同封
- (5) 会員からの未加入事業所の紹介

#### 7 共済会だよりの発行

7回発行（5・6月、7・8月、9・10月、11・12月及び1・2月は合併号）

# 貸借対照表

令和8年03月31日現在

1/2

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	12,319,589	16,609,323	△4,289,734
現金	34,200	34,660	△460
現金（一般会計）	34,200	34,660	△460
普通預金	12,285,389	16,574,663	△4,289,274
飯田信用金庫（一般会計）	9,581,859	14,066,828	△4,484,969
飯田信用金庫（一般会計 預り金）	130,174	97,200	32,974
八十二長野銀行	1,158	1,958	△800
八十二長野銀行（旧長野銀行）	0	697	△697
長野県信用組合	597	588	9
アルプス中央信用金庫	307	222	85
労働金庫	2,570,544	2,406,283	164,261
みなみ信州農協	750	887	△137
未収会費	1,800	0	1,800
貯蔵品	302,586	129,916	172,670
仮払金	47,780	0	47,780
流動資産合計	12,671,755	16,739,239	△4,067,484
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	30,000,000	30,000,000	0
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(2) 特定資産			
給付積立資産	85,171,000	85,171,000	0
記念事業積立資産	4,100,000	3,100,000	1,000,000
運営積立資産	17,332,000	18,456,000	△1,124,000
特定資産合計	106,603,000	106,727,000	△124,000
(3) その他固定資産			
車両運搬具	2	2	0
什器備品	952,611	143,970	808,641
ソフトウェア	893,750	1,718,750	△825,000
電話加入権	39,680	39,680	0

# 貸借対照表

令和8年03月31日現在

2/2

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
預託金	17,570	17,570	0
出資金	372,000	372,000	0
その他固定資産合計	2,275,613	2,291,972	△16,359
固定資産合計	138,878,613	139,018,972	△140,359
資産の部合計	151,550,368	155,758,211	△4,207,843
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,247,971	1,386,831	△138,860
前受金	86,400	97,200	△10,800
流動負債合計	1,334,371	1,484,031	△149,660
負債の部合計	1,334,371	1,484,031	△149,660
Ⅲ 正味財産の部			
1. 一般正味財産	150,215,997	154,274,180	△4,058,183
(うち基本財産への充当額)	30,000,000	30,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	106,603,000	106,727,000	△124,000
正味財産合計	150,215,997	154,274,180	△4,058,183
負債及び正味財産合計	151,550,368	155,758,211	△4,207,843

# 正味財産増減計算書

令和7年04月01日から令和8年03月31日まで

1/3

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	22,103	38,143	△16,040
基本財産受取利息	22,103	38,143	△16,040
受取会費	54,467,900	54,798,400	△330,500
受取入会金	206,000	224,800	△18,800
受取入会金	206,000	224,800	△18,800
受取会費	54,261,900	54,573,600	△311,700
受取会費	50,067,900	50,372,700	△304,800
受取負担金	4,194,000	4,200,900	△6,900
事業収益	9,639,994	8,830,885	809,109
生活安定事業収益	323,144	136,035	187,109
住宅災害保険金収益	240,000	100,000	140,000
還元金	83,144	36,035	47,109
健康維持増進事業収益	203,100	182,000	21,100
参加者負担金	11,100	6,000	5,100
補助事業収益	192,000	176,000	16,000
自己啓発等事業収益	9,113,750	8,512,850	600,900
参加者負担金	690,800	403,400	287,400
補助事業収益	8,422,950	8,109,450	313,500
受取補助金	12,599,100	12,643,200	△44,100
受取補助金	12,599,100	12,643,200	△44,100
受取地方公共団体補助金	12,599,100	12,643,200	△44,100
雑収益	3,355,941	2,393,148	962,793
雑収益	3,355,941	2,393,148	962,793
受取利息	61,789	41,243	20,546
業務受託収益	2,695,000	1,862,000	833,000
雑収益	599,152	489,905	109,247
経常収益計	80,085,038	78,703,776	1,381,262
(2) 経常費用			
事業費	58,821,011	56,986,348	1,834,663

# 正味財産増減計算書

令和7年04月01日から令和8年03月31日まで

2/3

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
入場料	94,400	88,700	5,700
会費還付金	9,500	0	9,500
旅費交通費	0	2,020	△2,020
通信運搬費	1,231,513	1,211,960	19,553
消耗品費	4,589,312	4,490,252	99,060
印刷製本費	3,091,484	2,464,946	626,538
広告宣伝費	698,800	641,345	57,455
賃借料及び使用料	48,950	42,235	6,715
保険料	13,204	11,028	2,176
住宅災害保険料	333,808	335,840	△2,032
共済給付金	27,478,500	28,192,600	△714,100
健康管理給付金	5,394,000	5,772,000	△378,000
諸謝金	395,600	421,500	△25,900
手数料	4,568	77,344	△72,776
助成金	14,362,760	12,536,378	1,826,382
食糧費	774,612	398,200	376,412
委託費	300,000	300,000	0
管理費	25,322,207	25,265,847	56,360
給料手当	15,408,988	14,712,321	696,667
福利厚生費	2,372,206	2,480,611	△108,405
退職共済掛金	360,000	360,000	0
会議費	217,724	418,665	△200,941
旅費交通費	138,530	191,640	△53,110
通信運搬費	669,762	621,622	48,140
減価償却費	1,140,006	920,975	219,031
什器備品	315,006	95,975	219,031
ソフトウェア	825,000	825,000	0
消耗品費	948,220	779,849	168,371
修繕費	41,050	46,368	△5,318
印刷製本費	78,100	339,020	△260,920
燃料費	40,548	51,897	△11,349
賃借料及び使用料	1,259,662	1,683,848	△424,186

# 正味財産増減計算書

令和7年04月01日から令和8年03月31日まで

3/3

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
保険料	159,530	165,080	△5,550
諸謝金	705,060	749,476	△44,416
手数料	1,434,345	1,355,638	78,707
理事長交際費	5,000	0	5,000
役員退職慰労金	0	30,000	△30,000
租税公課	110,301	122,912	△12,611
支払負担金	233,175	235,925	△2,750
経常費用計	84,143,218	82,252,195	1,891,023
評価損益等調整前当期経常増減額	△4,058,180	△3,548,419	△509,761
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△4,058,180	△3,548,419	△509,761
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	3	0	3
什器備品除却損	3	0	3
雑損失	0	1,200	△1,200
雑損失	0	1,200	△1,200
経常外費用計	3	1,200	△1,197
当期経常外増減額	△3	△1,200	1,197
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△4,058,183	△3,549,619	△508,564
当期一般正味財産増減額	△4,058,183	△3,549,619	△508,564
一般正味財産期首残高	154,274,180	157,823,799	△3,549,619
一般正味財産期末残高	150,215,997	154,274,180	△4,058,183
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	150,215,997	154,274,180	△4,058,183

# 財 産 目 録

令和8年03月31日現在

1/3

会 計： 一般会計

科 目	金 額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	12,319,589		
現金	34,200		
現金（一般会計）	34,200		
普通預金	12,285,389		
飯田信用金庫（一般会計）	9,581,859		
飯田信用金庫（一般会計 預り金）	130,174		
八十二長野銀行	1,158		
八十二長野銀行（旧長野銀行）	0		
長野県信用組合	597		
アルプス中央信用金庫	307		
労働金庫	2,570,544		
みなみ信州農協	750		
未収会費	1,800		
貯藏品	302,586		
仮払金	47,780		
流動資産合計		12,671,755	
2.固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	30,000,000		
基本財産合計	30,000,000		
(2) 特定資産			
給付積立資産	85,171,000		
飯田信用金庫 定期預金	34,500,000		
八十二長野銀行 定期預金	17,000,000		
八十二長野銀行（旧長野銀行） 定期預金	6,671,000		
長野県信用組合 定期預金	7,000,000		
労働金庫 定期預金	10,000,000		
みなみ信州農協 定期貯金	10,000,000		
記念事業積立資産	4,100,000		
長野県信用組合 定期預金	1,000,000		

# 財 産 目 録

令和8年03月31日現在

2/3

会 計： 一般会計

科 目	金 額		
アルプ中央信用金庫 定期預金	3,100,000		
運営積立資産	17,332,000		
八十二長野銀行（旧長野銀行） 定期預金	4,300,000		
長野県信用組合 定期預金	4,493,000		
アルプ中央信用金庫 定期預金	5,248,000		
労働金庫 定期預金	2,476,000		
みなみ信州農協 定期貯金	815,000		
特定資産合計	106,603,000		
(3) その他の固定資産			
車両運搬具	2		
車両運搬具（一般会計）	2		
什器備品	952,611		
什器備品（一般会計）	952,611		
ソフトウェア	893,750		
ソフトウェア（一般会計）	893,750		
電話加入権	39,680		
預託金	17,570		
預託金（一般会計）	17,570		
出資金	372,000		
飯田信用金庫 出資金	5,000		
労働金庫 出資金	367,000		
その他固定資産合計	2,275,613		
固定資産合計		138,878,613	
資産合計			151,550,368
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	1,247,971		
未払金（一般会計）	1,247,971		
前受金	86,400		
前受金	86,400		
前受次年度事業負担金	86,400		
預り金	0		

# 財 産 目 録

令和8年03月31日現在

3/3

会 計： 一般会計

科 目	金 額		
預り金	0		
職員所得税	0		
住民税	0		
雇用保険料	0		
社会保険料	0		
その他 源泉所得税	0		
流動負債合計		1,334,371	
固定負債合計		0	
負債合計			1,334,371
正味財産			150,215,997

## 財務諸表に対する注記

### 1 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

車両運搬具及び什器備品については、定率法により計算している。

ソフトウェアについては、定額法により計算している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
小 計	30,000,000	0	0	30,000,000
特定資産				
給付積立資産	85,171,000	0	0	85,171,000
記念事業積立資産	3,100,000	1,000,000	0	4,100,000
運営積立資産	18,456,000	0	1,124,000	17,332,000
小 計	106,727,000	1,000,000	1,124,000	106,603,000
合 計	136,727,000	1,000,000	1,124,000	136,603,000

### 3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対する 額)
基本財産 定期預金	30,000,000	0	30,000,000	0
小 計	30,000,000	0	30,000,000	0
特定資産				
給付積立資産	85,171,000	0	85,171,000	0
記念事業積立資産	4,100,000	0	4,100,000	0
運営積立資産	17,332,000	0	17,332,000	0
小 計	106,603,000	0	106,603,000	0
合 計	136,603,000	0	136,603,000	0

### 4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,724,250	2,724,248	2
什器備品	2,739,070	1,786,459	952,611
ソフトウェア	4,125,000	3,231,250	893,750
合 計	9,588,320	7,741,957	1,846,363

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金 地方公共団体補助金	飯田市	0	12,599,100	12,599,100	0	
合 計		0	12,599,100	12,599,100	0	

### 附属明細書

・基本財産及び特定資産について、財務諸表の注記に記載をしているので、内容の記載を省略した。

# 収支計算書

令和7年04月01日から令和8年03月31日まで

1/3

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	22,000	22,103	△103	
基本財産利息収入	22,000	22,103	△103	
会費収入	54,285,000	54,467,900	△182,900	
入会金収入	192,000	206,000	△14,000	
入会金収入	192,000	206,000	△14,000	
会費収入	54,093,000	54,261,900	△168,900	
会費収入	49,932,000	50,067,900	△135,900	
負担金収入	4,161,000	4,194,000	△33,000	
事業収入	9,603,000	9,639,994	△36,994	
生活安定事業収入	65,000	323,144	△258,144	
住宅災害保険金収入	29,000	240,000	△211,000	
還元金収入	36,000	83,144	△47,144	
健康維持増進事業収入	424,000	203,100	220,900	
参加者負担金収入	24,000	11,100	12,900	
補助事業収入	400,000	192,000	208,000	
自己啓発等事業収入	9,114,000	9,113,750	250	
参加者負担金収入	715,000	690,800	24,200	
補助事業収入	8,399,000	8,422,950	△23,950	
補助金収入	12,599,000	12,599,100	△100	
補助金収入	12,599,000	12,599,100	△100	
地方公共団体補助金収入	12,599,000	12,599,100	△100	
雑収入	2,802,000	3,355,941	△553,941	
雑収入	2,802,000	3,355,941	△553,941	
利息収入	60,000	61,789	△1,789	
業務受託収入	2,695,000	2,695,000	0	
雑収入	47,000	599,152	△552,152	
事業活動収入計	79,311,000	80,085,038	△774,038	
2. 事業活動支出				
事業費支出	65,778,000	58,821,011	6,956,989	
入場料支出	121,000	94,400	26,600	

# 収支計算書

令和7年04月01日から令和8年03月31日まで

2/3

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
会費還付金支出	10,000	9,500	500	
旅費交通費支出	55,000	0	55,000	
通信運搬費支出	1,398,000	1,231,513	166,487	
消耗品費支出	5,009,000	4,589,312	419,688	
印刷製本費支出	3,198,000	3,091,484	106,516	
広告宣伝費支出	831,000	698,800	132,200	
賃借料及び使用料支出	126,000	48,950	77,050	
保険料支出	33,000	13,204	19,796	
住宅災害保険料支出	345,000	333,808	11,192	
共済給付金支出	31,338,000	27,478,500	3,859,500	
健康管理給付金支出	6,084,000	5,394,000	690,000	
諸謝金支出	869,000	395,600	473,400	
手数料支出	9,000	4,568	4,432	
助成金支出	15,227,000	14,362,760	864,240	
食糧費支出	775,000	774,612	388	
委託費支出	350,000	300,000	50,000	
管理費支出	27,214,000	24,182,201	3,031,799	
給料手当支出	15,449,000	15,408,988	40,012	
臨時雇賃金支出	10,000	0	10,000	
福利厚生費支出	2,544,000	2,372,206	171,794	
退職共済掛金支出	480,000	360,000	120,000	
会議費支出	382,000	217,724	164,276	
旅費交通費支出	423,000	138,530	284,470	
通信運搬費支出	1,031,000	669,762	361,238	
消耗品費支出	1,551,000	948,220	602,780	
修繕費支出	263,000	41,050	221,950	
印刷製本費支出	195,000	78,100	116,900	
燃料費支出	180,000	40,548	139,452	
賃借料及び使用料支出	1,567,000	1,259,662	307,338	
保険料支出	231,000	159,530	71,470	
諸謝金支出	863,000	705,060	157,940	
手数料支出	1,538,000	1,434,345	103,655	

# 収支計算書

令和7年04月01日から令和8年03月31日まで

3/3

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
理事長交際費支出	60,000	5,000	55,000	
役員退職慰労金支出	50,000	0	50,000	
租税公課支出	139,000	110,301	28,699	
負担金支出	246,000	233,175	12,825	
雑支出	12,000	0	12,000	
事業活動支出計	92,992,000	83,003,212	9,988,788	
事業活動収支差額	△13,681,000	△2,918,174	△10,762,826	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	1,949,000	1,124,000	825,000	
運営積立資産取崩収入	1,949,000	1,124,000	825,000	
投資活動収入計	1,949,000	1,124,000	825,000	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,000,000	1,000,000	0	
記念事業積立資産取得支出	1,000,000	1,000,000	0	
固定資産取得支出	949,000	1,123,650	△174,650	
什器備品購入支出	949,000	1,123,650	△174,650	
投資活動支出計	1,949,000	2,123,650	△174,650	
投資活動収支差額	0	△999,650	999,650	
Ⅲ 予備費支出				
予備費支出	300,000	0	300,000	
予備費支出	300,000	0	300,000	
当期収支差額	△13,981,000	△3,917,824	△10,063,176	
前期繰越収支差額	13,981,000	15,255,208	△1,274,208	
次期繰越収支差額	0	11,337,384	△11,337,384	

## 収支計算書に対する注記

### 1 資金の範囲

資金の範囲には、現金・預金、未収会費、貯蔵品、仮払金、未払金及び前受金を含む。  
なお、期首及び当期末残高は、下記2に記載のとおり。

### 2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

一般会計

(単位:円)

科 目	期首残高	当期末残高
現金・預金	16,609,323	12,319,589
未収会費	0	1,800
貯蔵品	129,916	302,586
仮払金	0	47,780
合 計	16,739,239	12,671,755
未払金	1,386,831	1,247,971
前受金	97,200	86,400
合 計	1,484,031	1,334,371
次期繰越収支差額	15,255,208	11,337,384

令和8年4月24日

一般財団法人 飯田勤労者共済会  
理事長 佐藤 健 様

一般財団法人飯田勤労者共済会

監事 木下伸二 ㊟

## 監 査 報 告 書

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの、理事職務の執行、事業報告、計算関係書類に関して、本監査報告書を作成し、次のとおり報告する。

### 1 監査の方法及びその内容

- (1) 理事会その他の重要な会議に出席し、理事等からはその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁文書等を閲覧し、法人事務所において、業務及び財産の状況を調査した。
- (2) 当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について調査した。
- (3) 会計帳簿又はこれに関する資料の提出を求め、当該事業年度に係る計算関係書類について調査した。

### 2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果
  - ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示していることを認めた。
  - イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかった。
- (2) 計算関係書類の監査結果  
計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めた。

令和8年度

事業計画及び予算書

一般財団法人 飯田勤労者共済会



## 令和8年度 一般財団法人 飯田勤労者共済会 事業計画書

### 1 事業方針

飯田勤労者共済会は、創設以来48年目を迎えました。この間、飯伊地域の事業所で働く勤労者及び事業主に対する福利厚生事業を継続して実施し、中小企業の振興と地域社会の発展を下支えしてまいりました。

一般経済は全体としては緩やかな改善傾向が続いている一方で、続く物価高騰により家計部門の改善が遅れているとされています。国や県の働きかけにより賃金は上昇傾向にあるものの物価高に追いついていないのが現状であり、経済見通し全体としての不透明感は続いたままです。

当共済会は、会員のニーズに応え家計や健康、余暇活動の助けとなる福利厚生・共済事業やサービスを拡大してまいりましたが、昨今の物価高騰に伴う事業経費の増加、会員減少や高齢化等の傾向を加味し、会計収支の長期見直しを行うことといたしました。加えて、若者世代に手厚い給付や事業者及び会員から人気が高く必要とされる事業の実施、申請などにおける利用しやすい手続の整備などを行い、会員の満足度のアップにつながるサービスを提供してまいります。

また、法人として安定した経営基盤を強化していくためには、とりわけ会員の確保が重要となることから、会員14,000人台を目標に加入促進を進めるとともに、経費の削減等に留意し健全経営に努めます。

### 2 会員への主なサービス事業

#### (1) 共済給付金給付事業

新卒者地元就職、結婚・銀婚・出生などの各種祝金、健康管理給付、高齢者向け各種特別給付、傷病など各種見舞金、退職慰労金などの給付事業を実施します。

若い世代の会員に、より喜んでいただける給付事業とするため、結婚や出生、入学祝金等の給付金額や退職慰労金給付の条件の見直しを行います。

#### (2) 助成事業

会員の健康の維持増進や自己啓発、余暇活動の充実を図るため、各種助成を行います。

人間ドック等受診料やインフルエンザ予防接種等受診費用、各種資格取得に関する受験料や各種講座の受講料、U・Iターンにより会員事業所に就職した場合に、引越し等に要した経費、スポーツ大会や婚活パーティ等への参加、スポーツ観戦や芸術鑑賞（舞台・コンサート鑑賞）など、様々な助成金メニューを用意し、会員のニーズに広く対応します。

令和8年度は分かりやすく利用しやすい助成となるよう、家族等の助成対象者や各項目の助成回数、金額や内容等を見直します。

#### (3) 入場券あっせん販売・補助券等発行事業

「オケ友」、「人形劇フェスタ」をはじめとした「各種イベント参加チケット」、公共温泉入浴チケット（回数券）や図書カードなどは当共済会が料金の一部を助成し販売します。

また、アクアパーク I I D A の利用補助券や提携している各テーマパーク等のチケット、補助券、クーポンコード割引等は好評をいただいております、今年度も引き続き取り扱います。

チケット、補助券は会員に分かりやすく利用いただくため、一部取り扱いの枚数を見直します。

#### (4) 主催事業

教養の向上や技術習得を図るとともに、充実した余暇時間を過ごし、リフレッシュ等を図るため、スポーツ大会、各種教室・講座等の事業を当共済会が主催し実施します。

ゴルフコンペ、ソフトボール大会は伝統があり人気も高い既存のスポーツ大会で、今年度も引き続き実施します。また「交通安全教室」、「健康教室」、「お菓子作り体験教室」などの教室、「定年準備セミナー」などの講座に加え、「美食ディナー」「酒蔵見学と地酒の呑み比べ」などの好評をいただいている事業を継続開催します。

開催の際には参加者にアンケートを実施し、今後どのような事業を行ってほしいか調査し、会員ニーズの把握に努めます。

#### (5) その他事業

ア DX化時代に向けて、会員への有益な最新情報の提供や利便性の向上を図れるよう、ホームページだけでなく、SNS（LINE、X、Instagram等）の活用について研究を進めてまいります。

イ 「共済会だより」の発行回数は昨年度同様7回とし、引き続きオールカラーで見やすく、また多くの会員に興味をもって読んでいただけるよう内容の充実を図ってまいります。

ウ 事業の案内及び助成金の内容を中心とした「事業案内」を作成し、年度当初に事業所単位で配布します。会員の皆様により利用しやすくなるよう、分かりやすい表記と内容の精査に努めます。

### 3 加入促進に関する事業

長期的な経営安定を目指し、新規会員獲得と既存会員の退会防止に一層努めます。

#### (1) 新規会員の加入促進

ア 共済会の認知度を高め、新規加入事業所を増やすため、幅広いマスメディアを活用して継続した広報・広告を行います。昨今の事情を勘案し、YouTube広告をはじめ、広報効果の大きい媒体を選択し実施します。

イ 会員等からの未加入事業所の紹介による加入推進強化を図り、入会時の事業所に対する特典サービスを継続して行うことで会員数の拡大に努めます。特に、8月から10月までを加入推進強化月間として取り組みます。

#### (2) 既存会員事業所等への働きかけ

既存会員事業所への情報提供を積極的に行い、事業所の退会防止に努めます。

令和8年度 一般財団法人飯田勤労者共済会収支予算書  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

一般会計

(単位：千円)

科目名称	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	41	22	19	
基本財産利息収入	41	22	19	定期預金利息
会費収入	53,622	54,285	△ 663	
入会金収入	192	192	0	
入会金収入	192	192	0	960人×200円
会費収入	53,430	54,093	△ 663	
会費収入	49,320	49,932	△ 612	13,700人×300円×12か月
負担金収入	4,110	4,161	△ 51	13,700人×300円
事業収入	10,945	9,603	1,342	
生活安定事業収入	539	65	474	
住宅災害保険金収入	456	29	427	住宅災害保険金収入（支出と同額）
還元金収入	83	36	47	慶弔共済保険優良戻し
健康維持増進事業収入	400	424	△ 24	
参加者負担金収入	0	24	△ 24	
補助事業収入	400	400	0	ゴルフプリペイドカード
自己啓発等事業収入	10,006	9,114	892	
参加者負担金収入	810	735	75	美食ディナー、酒蔵見学、各種教室・体験等
補助事業収入	9,196	8,379	817	コンサート、人形劇、温泉回数券、各種カード等
補助金収入	12,454	12,599	△ 145	
補助金収入	12,454	12,599	△ 145	
地方公共団体補助金収入	12,454	12,599	△ 145	13,835人×900円（令和7年11月1日現在数）
雑収入	2,940	2,802	138	
雑収入	2,940	2,802	138	
利息収入	46	60	△ 14	預貯金利息
業務受託収入	2,794	2,695	99	受付業務等受託料収入
雑収入	100	47	53	ろうきん等配当金 等
事業活動収入計	80,002	79,311	691	
2 事業活動支出				
事業費支出	66,733	65,770	963	
入場料支出	128	158	△ 30	ゴルフコンペ
会費還付金支出	2	2	0	
旅費交通費支出	25	55	△ 30	近隣SC訪問等
通信運搬費支出	1,779	1,370	409	共済会だより、申請案内、ダイレクトメール等
消耗品費支出	3,812	5,028	△ 1,216	各種カード、各大会等賞品・参加賞等
印刷製本費支出	3,564	3,175	389	共済会だより、事業案内等
広告宣伝費支出	794	831	△ 37	新聞、市町村広報誌、週刊紙、YouTube 広告等
賃借料及び使用料支出	76	125	△ 49	グラウンド・会場使用料
保険料支出	33	33	0	レクリエーション保険
住宅災害保険料支出	342	345	△ 3	全福ネット慶弔共済保険掛金
共済給付金支出	31,469	31,338	131	新卒者地元就職祝金、結婚祝金、死亡見舞金、高齢者会員特別給付、住宅災害見舞金等
健康管理給付金支出	5,670	6,084	△ 414	40・50・60歳到達者給付
諸謝金支出	861	907	△ 46	教室・セミナー講師謝金、加入促進入会・紹介謝礼
手数料支出	9	2	7	
助成金支出	16,899	15,229	1,670	コンサート、人形劇、温泉回数券、自動車運転免許優良「SG」更新・人間ドック受診料・インフルエンザ予防接種・U・I ターン助成 等
食糧費支出	920	738	182	美食ディナー、酒蔵見学
委託費支出	350	350	0	たより封入業務委託

一般会計

(単位：千円)

科目名称	予算額	前年度予算額	増減	備考
管理費支出	29,917	27,222	2,695	
給料手当支出	17,557	14,999	2,558	職員4名
臨時雇賃金支出	10	10	0	
福利厚生費支出	2,581	2,544	37	各種保険料等
退職共済掛金支出	360	480	△ 120	中退共掛金
会議費支出	681	382	299	理事会、評議員会等
旅費交通費支出	388	423	△ 35	出張旅費等
通信運搬費支出	1,031	1,031	0	郵送料、電話代等
消耗品費支出	1,237	1,551	△ 314	事務消耗品、コピー用紙等
修繕費支出	713	713	0	車検、事務機器修繕等
印刷製本費支出	240	195	45	封筒、名刺等
燃料費支出	180	180	0	ガソリン代
賃借料及び使用料支出	1,567	1,567	0	会員管理システム、コピーリース料、会議室使用料等
保険料支出	231	231	0	自動車保険等
諸謝金支出	863	863	0	税理士・司法書士・社労士報酬等
手数料支出	1,663	1,538	125	金融機関振込手数料、HP管理運営費等
理事長交際費支出	60	60	0	
役員退職慰労金支出	150	50	100	
租税公課支出	139	139	0	法人税、自動車税等
負担金支出	246	246	0	全福センター・県連協会会費等
雑支出	20	20	0	
事業活動支出計	96,650	92,992	3,658	
事業活動収支差額	△ 16,648	△ 13,681	△ 2,967	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
特定資産取崩収入	7,948	1,949	5,999	
運営積立資産取崩収入	1,000	1,949	△ 949	50周年記念事業積立に積替
給付積立資産取崩収入	6,948	0	6,948	事業費へ充当
投資活動収入計	7,948	1,949	5,999	
2 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,000	1,000	0	
記念事業積立資産取得支出	1,000	1,000	0	50周年記念事業積立
固定資産取得支出	0	949	△ 949	
什器備品購入支出	0	949	△ 949	
投資活動支出計	1,000	1,949	△ 949	
投資活動収支差額	6,948	0	6,948	
III 予備費支出	300	300	0	
当期収支差額	△ 10,000	△ 13,981	3,981	
前期繰越収支差額	10,000	13,981	△ 3,981	
次期繰越収支差額	0	0	0	

議案第64号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、飯田市農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 青木 龍男

飯田市内在住 長沼 佳幸

飯田市内在住 山田 悟志

飯田市内在住 滝澤 静男

飯田市内在住 下平 昇

飯田市内在住 新實 善一

飯田市内在住 牧野内 康裕

飯田市内在住 片桐 一敏

飯田市内在住 松島 正之

飯田市内在住 吉沢 尚広

飯田市内在住 辻元 孝博

飯田市内在住 北原 穰

飯田市内在住 木下 豊子

飯田市内在住 北原 義治

飯田市内在住 村澤 公一

議案第64号2

飯田市内在住 関島 忠夫

飯田市内在住 吉川 良子

飯田市内在住 前島 和英

飯田市内在住 宮崎 光由

議案第65号

飯田市東野財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市東野財産区管理委員に選任したいから、飯田市東野財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第51号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 間瀬戸 章人



議案第66号

飯田市松尾地区財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市松尾地区財産区管理委員に選任したいから、飯田市松尾地区財産区管理会  
条例（昭和59年飯田市条例第80号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 松田 昌二

飯田市内在住 原 孝夫



議案第67号

飯田市鼎財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市鼎財産区管理委員に選任したいから、飯田市鼎財産区管理会条例（昭和59年飯田市条例第81号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 奥村 仁司

飯田市内在住 土屋 勉

飯田市内在住 武田 忠男



## 議案第68号

## 飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 飯田市税条例の一部を改正する条例（案）

飯田市税条例（昭和32年飯田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」（に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たないものを除く。）であつて、障害者、寡婦若しく

はひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「家屋及び」を「家屋又は」に、「なすべき額」を「なるべき額」に改め、「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に、「固定資産税を」を「、固定資産税を」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第19条の7第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第19条の7第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の3から第19条の6までを次のように改める。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、

前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第19条の4から第19条の6まで 削除

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分を除く。）及び附則第19条の3から第19条の6までの改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の飯田市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の飯田市税条例第36条の3の3第1項

の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
  - 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の飯田市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
  - 4 前条第2号に掲げる規定による改正後の飯田市税条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。
  - 5 前条第3号に掲げる規定による改正後の飯田市税条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。  
（固定資産税に関する経過措置）
- 第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の飯田市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第69号

飯田市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例（案）

飯田市休日夜間急患診療所条例（平成7年飯田市条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第5条第2号中「、8月14日から同月16日までの日」を削る。

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。



## 議案第70号

## 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯田市国民健康保険税条例（昭和32年飯田市条例第40号）の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「6.6」を「6.5」に改める。

第5条中「16,500円」を「19,000円」に改める。

第5条の2第1号中「次号」の次に「、第7条の2、第9条の7」を、「第3号」の次に「、第7条の2、第9条の7」を加える。

第6条中「3.05」を「2.95」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,900円

(2) 特定世帯 1,450円

(3) 特定継続世帯 2,175円

第8条中「2.7」を「2.6」に改める。

第9条の3中「6,800円」を「6,900円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について900円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

(2) 特定世帯 500円

(3) 特定継続世帯 750円

第23条第1項各号列記以外の部分中「ウ」の次に「及びエ」を加え、「並びに同条」を「、同条」に、「エ及びオ」を「オ及びカ」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「11,550円」を「13,300円」に改め、同号オ中「4,760円」を「4,830円」に改め、同号オを同号カとし、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,030円

(イ) 特定世帯 1,015円

(ウ) 特定継続世帯 1,523円

第23条第1項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 630円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

(イ) 特定世帯 350円

(ウ) 特定継続世帯 525円

第23条第1項第2号ア中「8,250円」を「9,500円」に改め、同号オ中「3,400円」を「3,450円」に改め、同号オを同号カとし、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,450円
- (イ) 特定世帯 725円
- (ウ) 特定継続世帯 1,088円

第23条第1項第2号に次のように加える。

- キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 450円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額  
18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円
- ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円
  - (イ) 特定世帯 250円
  - (ウ) 特定継続世帯 375円

第23条第1項第3号ア中「3,300円」を「3,800円」に改め、同号オ中「1,360円」を「1,380円」に改め、同号オを同号カとし、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 580円
  - (イ) 特定世帯 290円
  - (ウ) 特定継続世帯 435円

第23条第1項第3号に次のように加える。

- キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 180円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額  
18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円
- ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円
  - (イ) 特定世帯 100円
  - (ウ) 特定継続世帯 150円

第23条第2項第1号ア中「2,475円」を「2,850円」に改め、同号イ中「4,125円」を「4,750円」に改め、同号ウ中「6,600円」を「7,600円」に改め、同号エ中「8,250円」を「9,500円」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
  - ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 135円
  - イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 225円
  - ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 360円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 450円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出

産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第26条中「市税条例」を「飯田市税条例（昭和32年飯田市条例第29号）」に改める。

第28条中「市税条例」を「飯田市税条例」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の飯田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第71号

飯田市水道事業の設置等に関する条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市水道事業の設置等に関する条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市水道事業の設置等に関する条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

- (1) 飯田市水道事業の設置等に関する条例（平成5年飯田市条例第82号）第6条
- (2) 飯田市下水道事業の設置等に関する条例（平成27年飯田市条例第45号）第6条

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。



議案第72号

飯田市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市病院事業条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市病院事業条例の一部を改正する条例（案）

飯田市病院事業条例（平成19年飯田市条例第26号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。



## 議案第73号

## 飯田市病院等料金条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市病院等料金条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

## 飯田市病院等料金条例の一部を改正する条例（案）

飯田市病院等料金条例（昭和44年飯田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

8 入院差 額料	特別室	助産に係る 場合	1日 1人	10,000円	病状により院長が 入室を命じた場合 は、納付を要しな い。
		助産以外の 場合	1日 1人	11,000円	
	個室	助産に係る 場合	1日 1人	5,000円	
		助産以外の 場合	1日 1人	5,500円	

」

を

「

8 入院差 額料	特別個室 (1床室)	助産に係る 場合	1日 1人	10,000円	病状により院長が 入室を命じた場合 は、納付を要しな い。
		助産以外の 場合	1日 1人	11,000円	
	個室(1床 室)	助産に係る 場合	1日 1人	5,000円	
		助産以外の 場合	1日 1人	5,500円	
	2床室	助産に係る 場合	1日 1人	2,000円	
		助産以外の 場合	1日 1人	2,200円	

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の入院差額料の規定は、施行日以後の入院に係る料金について適用し、施行日前の入院に係る料金については、なお従前の例による。

議案第74号

飯田市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

飯田市いじめ問題対策連絡協議会等条例を下記のとおり制定する。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市いじめ問題対策連絡協議会等条例（案）

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 飯田市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第8条）

第3章 飯田市いじめ問題調査解決委員会（第9条—第14条）

第4章 飯田市いじめ問題再調査委員会（第15条—第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する飯田市いじめ問題対策連絡協議会、飯田市いじめ問題調査解決委員会及び飯田市いじめ問題再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 飯田市いじめ問題対策連絡協議会

（協議会の設置）

第2条 法第14条第1項の規定により、飯田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の任務）

第3条 協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。第10条において同じ。）に関係する機関及び団体相互の連絡調整を行い、並びに当該機関及び団体の連携の推進のために必要な事項を調査し、又は審議する。

（協議会の組織）

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

（協議会の委員の任期）

第5条 協議会の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

2 協議会の委員は、再任されることができる。

(協議会の会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### 第3章 飯田市いじめ問題調査解決委員会

(調査解決委員会の設置)

第9条 法第14条第3項の規定により、飯田市いじめ問題調査解決委員会（以下「調査解決委員会」という。）を設置する。

(調査解決委員会の任務)

第10条 調査解決委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）その他教育委員会が必要と認める事項について調査し、又は審議するほか、必要に応じて意見を述べるものとする。

(調査解決委員会の組織)

第11条 調査解決委員会は、委員8人以内で組織する。

2 調査解決委員会の委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関する専門的な知識又は経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

(調査解決委員会の委員の任期)

第12条 調査解決委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査解決委員会の委員は、再任されることができる。

(協議会に係る規定の調査解決委員会への準用)

第13条 第6条から第8条までの規定は、調査解決委員会について、準用する。

(調査解決委員会における委員の除斥)

第14条 第10条の規定による調査又は審議において、調査解決委員会の委員のうちに重大事態に直接関係すると会長が認める者がいるときは、当該委員は、当該関係すると認められる重大事態に係る調査又は審議に参加することができない。

### 第4章 飯田市いじめ問題再調査委員会

(再調査委員会の設置)

第15条 法第30条第2項の規定により、市長は、必要と認めるときは、飯田市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

(再調査委員会の任務)

第16条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(協議会及び調査解決委員会に係る規定の再調査委員会への準用)

第17条 第6条から第8条まで、第11条及び第12条の規定は、再調査委員会について準用する。  
この場合において、第11条第2項中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

## 第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、協議会又は再調査委員会の運営に関し必要な事項は市長が、調査解決委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部改正)

2 飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例（昭和37年飯田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

「  
別表中 | 飯田市都市再生整備計画事業評価委員会の委員 | を  
」

「  
| 飯田市都市再生整備計画事業評価委員会の委員  
| 飯田市いじめ問題再調査委員会の委員 | に、  
」

「  
| 飯田市社会福祉審議会の委員 | を  
」

「  
| 飯田市社会福祉審議会の委員  
| 飯田市いじめ問題対策連絡協議会の委員 | に、  
」

「  
| 飯田市結核対策委員会の委員 | を  
」

「  
| 飯田市結核対策委員会の委員  
| 飯田市いじめ問題調査解決委員会の委員 | に改める。  
」



議案第75号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり、道路管理の瑕疵<sup>かし</sup>による損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市外在住者

2 事故の概要

令和7年12月29日午後1時15分頃、飯田市下瀬466番11付近の市道三穂16号線において、当該市道の穴に敷かれていた鉄板が、相手方が所有する軽貨物自動車が通過した際に跳ね上がり、当該車両の下部を破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 370,056円



## 議案第76号

## 市道路線の変更について

下記の市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

整理 番号	路線名	旧	起 点				重要な経過地	
		新	終 点					
1	松尾155号線	旧	飯田市松尾代田	858	番	1	地先から	
			飯田市松尾代田	803	番	3	地先まで	
		新	飯田市松尾代田	858	番	3	地先から	
			飯田市松尾代田	803	番	3	地先まで	



議案第77号

工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業（仮称）西部共同調理場建設建築本体工事）

学校施設環境改善交付金事業（仮称）西部共同調理場建設建築本体工事請負契約を下記のとおり締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 契約の目的 令和7・8・9年度学校施設環境改善交付金事業  
（仮称）西部共同調理場建設建築本体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 657,250,000円
- 4 契約の相手方 飯田市東和町2丁目35番地  
吉川建設株式会社  
代表取締役 吉川 昌利



議案第78号

工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業（仮称）西部共同調理場建設電気設備工事）

学校施設環境改善交付金事業（仮称）西部共同調理場建設電気設備工事請負契約を下記のとおり締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 契約の目的 令和7・8・9年度学校施設環境改善交付金事業  
（仮称）西部共同調理場建設電気設備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 236,500,000円
- 4 契約の相手方 飯田市育良町1丁目5番地3  
土屋電気工事株式会社  
代表取締役 土屋 茂博



議案第79号

工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業（仮称）西部共同調理場建設機械設備工事）

学校施設環境改善交付金事業（仮称）西部共同調理場建設機械設備工事請負契約を下記のとおり締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 契約の目的 令和7・8・9年度学校施設環境改善交付金事業  
（仮称）西部共同調理場建設機械設備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 550,000,000円
- 4 契約の相手方 飯田市本町2丁目5番地  
明和工業株式会社  
代表取締役 北原 市督



議案第80号

工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業（仮称）西部共同調理場建設厨房機器工事）

学校施設環境改善交付金事業（仮称）西部共同調理場建設厨房機器工事請負契約を下記のとおり締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 契約の目的 令和7・8・9年度学校施設環境改善交付金事業  
（仮称）西部共同調理場建設厨房機器工事
- 2 契約の方法 公募型指名競争入札による契約
- 3 契約の金額 324,500,000円
- 4 契約の相手方 長野市北尾張部147番地  
タニコー株式会社長野営業所  
所長 原山 勝彦



## 令和8年度飯田市一般会計補正予算（第1号）案

令和8年度飯田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231,903千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,871,903千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年5月29日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		180,884	3,244	184,128
	2 負担金	180,823	3,244	184,067
15 県支出金		3,895,605	111,223	4,006,828
	2 県補助金	1,429,995	118,950	1,548,945
	3 委託金	293,248	△7,727	285,521
17 寄附金		722,000	150	722,150
	1 寄附金	722,000	150	722,150
18 繰入金		2,325,117	1,000	2,326,117
	2 基金繰入金	2,274,073	1,000	2,275,073
19 繰越金		500,000	32,671	532,671
	1 繰越金	500,000	32,671	532,671
20 諸収入		3,138,620	1,215	3,139,835
	5 雑入	1,480,273	1,215	1,481,488
21 市債		4,577,800	82,400	4,660,200
	1 市債	4,577,800	82,400	4,660,200
歳入	合計	55,640,000	231,903	55,871,903

## 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		18,822,048	97,852	18,919,900
	1 社会福祉費	8,387,632	97,852	8,485,484
4 衛生費		6,213,198	2,126	6,215,324
	1 保健衛生費	4,916,910	2,126	4,919,036
5 労働費		209,059	1,874	210,933
	1 労働諸費	209,059	1,874	210,933
6 農林水産業費		1,745,431	1,491	1,746,922
	1 農業費	950,157	1,491	951,648
7 商工費		3,717,011	16,385	3,733,396
	1 商工費	3,717,011	16,385	3,733,396
8 土木費		5,802,679	2,315	5,804,994
	4 都市計画費	1,931,581	2,315	1,933,896
10 教育費		6,100,091	84,560	6,184,651
	5 社会教育費	2,091,669	28,400	2,120,069
	6 保健体育費	1,429,913	56,160	1,486,073
11 災害復旧費		13,000	25,300	38,300
	1 農林水産施設災害復旧費	8,000	25,300	33,300
歳 出	合 計	55,640,000	231,903	55,871,903

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
保健衛生事業費	19,800 <small>千円</small>	20,500 <small>千円</small>
文化財保護事業費	13,500	33,300
社会教育施設整備事業費	621,400	665,100
単独災害復旧事業費	8,200	26,400
計	4,577,800	4,660,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	180,884	3,244	184,128
15 県支出金	3,895,605	111,223	4,006,828
17 寄附金	722,000	150	722,150
18 繰入金	2,325,117	1,000	2,326,117
19 繰越金	500,000	32,671	532,671
20 諸収入	3,138,620	1,215	3,139,835
21 市債	4,577,800	82,400	4,660,200
歳入合計	55,640,000	231,903	55,871,903

## (歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	18,822,048	97,852	18,919,900
4 衛生費	6,213,198	2,126	6,215,324
5 労働費	209,059	1,874	210,933
6 農林水産業費	1,745,431	1,491	1,746,922
7 商工費	3,717,011	16,385	3,733,396
8 土木費	5,802,679	2,315	5,804,994
10 教育費	6,100,091	84,560	6,184,651
11 災害復旧費	13,000	25,300	38,300
歳出合計	55,640,000	231,903	55,871,903



## 2 歳入

(款) 12 分担金及び負担金  
(項) 2 負担金

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金	180,884	3,244	184,128
2 負担金	180,823	3,244	184,067
7 商工費負担金	1,075	3,244	4,319
15 県支出金	3,895,605	111,223	4,006,828
2 県補助金	1,429,995	118,950	1,548,945
3 民生費県補助金	621,324	95,432	716,756
6 農林水産業費県補助金	448,574	1,509	450,083
7 商工費県補助金	16,325	13,141	29,466
10 教育費県補助金	264,902	8,868	273,770
3 委託金	293,248	△ 7,727	285,521
10 教育費委託金	26,867	△ 7,727	19,140
17 寄附金	722,000	150	722,150
1 寄附金	722,000	150	722,150
8 土木費寄附金	0	100	100
10 教育費寄附金	0	50	50
18 繰入金	2,325,117	1,000	2,326,117
2 基金繰入金	2,274,073	1,000	2,275,073
1 基金繰入金	2,274,073	1,000	2,275,073
19 繰越金	500,000	32,671	532,671
1 繰越金	500,000	32,671	532,671
1 繰越金	500,000	32,671	532,671
20 諸収入	3,138,620	1,215	3,139,835
5 雑入	1,480,273	1,215	1,481,488
1 雑入	1,480,273	1,215	1,481,488
21 市債	4,577,800	82,400	4,660,200
1 市債	4,577,800	82,400	4,660,200
4 衛生債	176,000	700	176,700
10 教育債	998,700	63,500	1,062,200

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
14 観光費負担金	3,244	二次交通事業負担金	3,244
4 老人福祉費補助金	95,432	地域医療介護総合確保基金補助金	95,432
4 農業振興費補助金	1,509	みどりの食料システム戦略推進交付金	1,509
4 観光費補助金	13,141	宿泊税市町村交付金	5,445
		二次交通確保支援事業補助金	7,696
61 保健体育総務費補助金	8,868	地方スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業）	8,582
		文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業）	286
55 保健体育費委託金	△ 7,727	部活動の地域移行等に向けた実証事業委託金	△ 7,727
46 動物園管理費寄附金	100	動物園管理費寄附金	100
		匿名者から	100
55 図書館費寄附金	50	図書館寄附金	50
		水野永一氏から	50
2 特定目的基金繰入金	1,000	ふるさと基金繰入金	1,000
1 純繰越金	32,671	純繰越金	32,671
8 土木費雑入	1,215	財産処分県負担金	1,215
1 保健衛生事業債	700	過疎対策事業債	700
53 文化財保護事業債	19,800	公共施設等適正管理推進事業債	19,800
54 公民館整備事業債	400	公共施設等適正管理推進事業債	400
62 社会体育施設整備事業債	43,300	公共施設等適正管理推進事業債	29,000
		過疎対策事業債	14,300

(款) 21 市債  
 (項) 1 市債

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
	11 災害復旧債	8,200	18,200	26,400
歳 入 合 計		55,640,000	231,903	55,871,903

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
2 林道災害復旧債	18,200	現年発生単独災害復旧事業債 18,200

### 3 歳出

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	18,822,048	97,852	18,919,900	95,432			2,420
1 社会福祉費	8,387,632	97,852	8,485,484	95,432			2,420
4 老人福祉費	2,762,939	95,432	2,858,371	95,432			0
				95,432			0
				(県) 地域医療介護総合確保基金補助金			95,432
12 原油価格・物価高騰対策支援事業費	0	2,380	2,380				2,380
							2,380
14 物価高騰対策事業費	30,302	40	30,342				40
							40
4 衛生費	6,213,198	2,126	6,215,324		700		1,426
1 保健衛生費	4,916,910	2,126	4,919,036		700		1,426
1 保健衛生総務費	3,075,721	2,126	3,077,847		700		1,426
							1,400
					700		26
				(市) 過疎対策事業債			700
5 労働費	209,059	1,874	210,933				1,874
1 労働諸費	209,059	1,874	210,933				1,874
1 労働諸費	167,262	1,874	169,136				1,874
							1,874
6 農林水産業費	1,745,431	1,491	1,746,922	1,509			△18
1 農業費	950,157	1,491	951,648	1,509			△18
4 農業振興費	187,768	1,491	189,259	1,509			△18
				1,509			△18
				(県) みどりの食料システム戦略推進交付金			1,509
7 商工費	3,717,011	16,385	3,733,396	13,141		3,244	0
1 商工費	3,717,011	16,385	3,733,396	13,141		3,244	0
4 観光費	419,930	16,385	436,315	13,141		3,244	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	95,432	10老人福祉一般経費 95,432 21地域医療介護総合確保基金補助事業費 95,432 18 負担金補助及び交付金 95,432 施設開設準備経費補助金 12,432 介護保険施設整備事業補助金 83,000
22 償還金利子及び割引料	2,380	10原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業費 2,380 01原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業費 2,380 22 償還金利子及び割引料 2,380 過年度国庫支出金精算返還金 2,380
22 償還金利子及び割引料	40	10低所得者支援給付金給付事業費（低所得者世帯分） 40 01低所得者支援給付金給付事業費（低所得者世帯分） 40 22 償還金利子及び割引料 40 過年度国庫支出金精算返還金 40
14 工事請負費	726	
27 繰出金	1,400	19国民健康保険特別会計繰出金 1,400 01国民健康保険特別会計繰出金 1,400 27 繰出金 1,400 直診勘定繰出金 1,400 24診療所運営費 726 01上村診療所運営費 726 14 工事請負費 726 施設改修工事費 726
18 負担金補助及び交付金	1,874	10労働諸費 1,874 07技能者育成支援事業費 1,874 18 負担金補助及び交付金 1,874 飯田高等職業訓練校補助金 1,874
10 需用費	941	
17 備品購入費	550	25持続的農業推進事業費 1,491 01人と環境にやさしい農業推進事業費 1,491 10 需用費 941 消耗品費 941 17 備品購入費 550 事業用備品購入費 550
12 委託料	16,385	10観光事業費 16,385

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 観光費				13,141		3,244	0
				(分) 二次交通事業負担金		3,244	
				(県) 宿泊税市町村交付金		5,445	
				(県) 二次交通確保支援事業補助金		7,696	
8 土木費	5,802,679	2,315	5,804,994			2,315	0
4 都市計画費	1,931,581	2,315	1,933,896			2,315	0
5 公園費	261,290	1,215	262,505			1,215	0
				(諸) 財産処分県負担金		1,215	0
6 動物園管理費	72,813	1,100	73,913			1,100	0
				(寄) 動物園管理費寄附金		100	0
				(繰) ふるさと基金繰入金		1,000	0
10 教育費	6,100,091	84,560	6,184,651	1,141	63,500	50	19,869
5 社会教育費	2,091,669	28,400	2,120,069		20,200	50	8,150
3 文化財保護費	139,404	22,110	161,514		19,800		2,310
					19,800		2,310
				(市) 公共施設等適正管理推進事業債		19,800	
4 公民館費	506,358	6,240	512,598		400		5,840
							3,084
					400		2,756
				(市) 公共施設等適正管理推進事業債		400	
5 図書館費	313,979	50	314,029			50	0
						50	0
				(寄) 図書館寄附金		50	
6 保健体育費	1,429,913	56,160	1,486,073	1,141	43,300		11,719
1 保健体育総務費	49,703	0	49,703	1,141			△1,141
				△2,331			2,331
				(県) 地方スポーツ振興費補助金(運動部活動の地域展開等推進事業)		4,657	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		10観光振興事業費	16,385
		12 委託料	16,385
		二次交通事業業務委託料	16,385
22 償還金利子及び割引料	1,215	12公園整備事業費（単独）	1,215
		08公園改修事業費	1,215
		22 償還金利子及び割引料	1,215
		過年度国庫支出金精算返還金	1,215
10 需用費	100		
14 工事請負費	1,000	10動物園管理費	1,100
		01動物園管理費	1,100
		10 需用費	100
		飼料費	100
		14 工事請負費	1,000
		園舎改修工事費	1,000
14 工事請負費	22,110	10文化財保護費	22,110
		01文化財管理事業費	22,110
		14 工事請負費	22,110
		施設改修工事費	22,110
12 委託料	3,084		
14 工事請負費	3,156	10公民館管理・運営費	3,084
		01公民館管理・運営費	3,084
		12 委託料	3,084
		廃棄物等処理業務委託料	3,084
		12公民館整備費	3,156
		02公民館改修事業費	3,156
		14 工事請負費	3,156
		施設改修工事費	3,156
10 需用費	50	10図書館管理・運営費	50
		02図書購入費	50
		10 需用費	50
		消耗品費	50
		01人件費	
		03会計年度任用職員人件費	
		財源内訳補正	

(款) 10 教育費  
(項) 6 保健体育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳						
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健体育総務費				(県) 部活動の地域移行等 に向けた実証事業委 託金 3,472		△6,988	△3,472			
				(県) 地方スポーツ振興費 補助金 (運動部活動 の地域展開等推進事 業)		3,925				
				(県) 文化芸術振興費補助 金 (文化部活動の地 域展開等推進事業)		286				
				(県) 部活動の地域移行等 に向けた実証事業委 託金		△739				
2 社会体育施設費	305,717	56,160	361,877		43,300		12,860			
							5,478			
					43,300		7,382			
				(市) 公共施設等適正管理 推進事業債 (市) 過疎対策事業債		29,000 14,300				
11 災害復旧費	13,000	25,300	38,300		18,200		7,100			
1 農林水産施設災害 復旧費	8,000	25,300	33,300		18,200		7,100			
				10 農林単独災害復 旧事業費	8,000	25,300	33,300		18,200	7,100
								(市) 現年発生単独災害復 旧事業債		18,200
歳 出 合 計	55,640,000	231,903	55,871,903	111,223	82,400	5,609	32,671			

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
		11スポーツ事業費 12文化・スポーツ活動体制整備事業費 財源内訳補正	
12 委託料	5,478		
14 工事請負費	50,682	10体育施設管理費 01体育施設管理費 12 委託料 廃棄物等処理業務委託料  11体育施設整備費 03体育施設改修費 14 工事請負費 施設改修工事費	5,478 5,478 5,478 5,478  50,682 50,682 50,682 50,682
14 工事請負費	25,300	11林道単独災害復旧事業費 01林道単独災害復旧事業費 14 工事請負費 災害復旧工事費	25,300 25,300 25,300 25,300

附表

地方債の令和6年度末における  
令和8年度末における現在高

区 分	令和7年度末 現在高見込額	令和8年度中増減	
		令和8年度中起債	
		補正前の額	補正額
1. 普通債	千円 28,500,358	千円 4,569,600	千円 64,200
(3) 衛生	1,163,747	176,000	700
(10) 教育	8,168,930	998,700	63,500
2. 災害復旧債	2,086,919	8,200	18,200
(2) 単独	1,169,181	8,200	18,200
合 計	44,079,537	4,577,800	82,400

る 現 在 高 並 び に 令 和 7 年 度 末 及 び  
 の 見 込 み に 関 す る 調 書 補 正

見 込 み 見 込 額	令 和 8 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
	補正後の額 千円	補正前の額 千円	補 正 額 千円
4,633,800	30,533,546	64,200	30,597,746
176,700	1,303,743	700	1,304,443
1,062,200	8,577,871	63,500	8,641,371
26,400	1,913,728	18,200	1,931,928
26,400	1,051,103	18,200	1,069,303
4,660,200	44,398,052	82,400	44,480,452



## 令和 8 年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 8 年度飯田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56,347 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,268,947 千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,300 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 5 月 29 日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正  
事業勘定  
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,542,186	135,104	1,677,290
	1 国民健康保険税	1,542,186	135,104	1,677,290
5 繰入金		681,424	△78,757	602,667
	2 基金繰入金	133,326	△78,757	54,569
歳入合計		8,212,600	56,347	8,268,947

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費 納付金		2,101,886	56,347	2,158,233
	1 医療給付費分	1,333,281	0	1,333,281
	2 後期高齢者支援金等分	574,091	0	574,091
	3 介護納付金分	194,514	0	194,514
	4 子ども子育て支援金分	0	56,347	56,347
歳 出 合 計		8,212,600	56,347	8,268,947

第1表 歳入歳出予算補正  
直営診療施設勘定  
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		11,116	1,400	12,516
	1 他会計繰入金	9,616	1,400	11,016
歳入	合計	44,900	1,400	46,300

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		33,937	1,400	35,337
	1 施設管理費	33,937	1,400	35,337
歳 出 合 計		44,900	1,400	46,300



歳入歳出補正予算事項別明細書

事業勘定  
1 総括  
(歳入)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,542,186	135,104	1,677,290
5 繰入金	681,424	△78,757	602,667
歳入合計	8,212,600	56,347	8,268,947

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金	2,101,886	56,347	2,158,233
歳出合計	8,212,600	56,347	8,268,947

(単位：千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		△1,651	57,998
		△1,651	57,998

# 事業勘定

## 2 歳入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税	1,542,186	135,104	1,677,290
1 国民健康保険税	1,542,186	135,104	1,677,290
1 国民健康保険税	1,542,186	135,104	1,677,290
5 繰入金	681,424	△ 78,757	602,667
2 基金繰入金	133,326	△ 78,757	54,569
1 国民健康保険事業基金繰入金	133,326	△ 78,757	54,569
歳 入 合 計	8,212,600	56,347	8,268,947

(単位 : 千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 医療給付費分現年課税分	57,998	普通徴収分 特別徴収分	56,800 1,198
2 後期高齢者支援金分現年課税分	18,834	普通徴収分 特別徴収分	18,500 334
3 介護納付金分現年課税分	10,500	普通徴収分	10,500
4 子ども子育て支援金分現年課税分	47,772	普通徴収分	47,772
1 国民健康保険事業基金繰入金	△ 78,757	国民健康保険事業基金繰入金	△ 78,757

# 事業勘定

## 3 歳出

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3 国民健康保険事業費納付金	2,101,886	56,347	2,158,233			△1,651	57,998	
1 医療給付費分	1,333,281	0	1,333,281			△78,757	78,757	
1 医療給付費分	1,333,281	0	1,333,281			△78,757	78,757	
						△78,757	78,757	
				(繰) 国民健康保険事業基金繰入金			△78,757	
2 後期高齢者支援金等分	574,091	0	574,091			18,834	△18,834	
1 後期高齢者支援金等分	574,091	0	574,091			18,834	△18,834	
						18,834	△18,834	
				(国) 普通徴収分			18,500	
				(国) 特別徴収分			334	
3 介護納付金分	194,514	0	194,514			10,500	△10,500	
1 介護納付金分	194,514	0	194,514			10,500	△10,500	
						10,500	△10,500	
				(国) 普通徴収分			10,500	
4 子ども子育て支援金分	0	56,347	56,347			47,772	8,575	
1 子ども子育て支援金分	0	56,347	56,347			47,772	8,575	
						47,772	8,575	
				(国) 普通徴収分			47,772	
歳 出 合 計	8,212,600	56,347	8,268,947			△1,651	57,998	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		10医療給付費分 01医療給付費分 財源内訳補正
		10後期高齢者支援金等分 01後期高齢者支援金等分 財源内訳補正
		10介護納付金分 01介護納付金分 財源内訳補正
18 負担金補助及び交付金	56,347	10子ども子育て支援金分 56,347 01子ども子育て支援金分 56,347 18負担金補助及び交付金 56,347 子ども子育て支援金分 56,347



歳入歳出補正予算事項別明細書

直営診療施設勘定

1 総括

(歳入)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	11,116	1,400	12,516
歳入合計	44,900	1,400	46,300

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	33,937	1,400	35,337
歳出合計	44,900	1,400	46,300

(単位：千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		1,400	0
		1,400	0

直営診療施設勘定

2 歳入

(款) 1 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰入金	11,116	1,400	12,516
1 他会計繰入金	9,616	1,400	11,016
1 一般会計繰入金	9,616	1,400	11,016
歳 入 合 計	44,900	1,400	46,300

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	1,400	一般会計繰入金 1,400

直営診療施設勘定

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 施設管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	33,937	1,400	35,337			1,400	0
1 施設管理費	33,937	1,400	35,337			1,400	0
1 一般管理費	33,937	1,400	35,337			1,400	0
				(繰) 一般会計繰入金		1,400	
歳 出 合 計	44,900	1,400	46,300			1,400	0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	67		
17 備品購入費	1,333	10一般管理費	1,400
		01一般管理費	1,400
		11 役務費	67
		手数料	67
		17 備品購入費	1,333
		事業用備品購入費	1,333